

倉中穀石、列置爲城、以避矢石、從其中多發鳥銃。我軍櫛比而立、重疊如東、中必貫穿、或一丸斃三四人、軍遂潰。克誠收兵、退屯嶺上、欲天明更戰、夜賊潛行環我軍、散伏于草間。朝大霧、我軍猶意賊在山下。忽一聲炮響、從四面大呼突起、皆賊兵也。軍遂驚潰、將士向無賊處奔走、悉陷泥澤中。賊兵追至芟刈、死者無數。克誠遁入鏡城、遂被擒。〔懲忠錄〕

右譯文

日に行くこと數百里、勢風雨の如し。北道兵使韓克誠、六鎮の兵を率ゐて、海汀倉に相遇ふ、北兵騎射を善くし、地又た平衍たり。乃ち左右迭に出で、且つ馳せ且つ射る、賊支ふる能はず、退いて倉中に入る。時日已に暮れ、軍士少しく休し、賊の出づるを俟ち、明日復た戦はんと欲す。克誠聽かず、其の軍を揮つて之を圍む、賊倉中の穀石を出し、列置して城を爲り、以て矢石を避け、其の中より多く鳥銃を發す。我が軍櫛比して立つ、重疊東ぬるが如し、中れば必ず貫穿し、或は一丸にて三四人を斃す、軍遂に潰ゆ。克誠

兵を收め、退いて嶺上に屯し、天明更に戦はんと欲す、夜賊潛行して我が軍を環り、草間に散伏す。朝大いに霧ふる、我が軍猶ほ賊山下に在りと意ふ。忽ち一聲の炮響き、四面より大呼して突起す、皆賊兵なり。軍遂に驚き潰え、將士賊無き處に向て奔走し、悉く泥澤中に陥る。賊兵追至りて芟刈し、死するもの無數なり。克誠遁れて鏡城に入り遂に擒にせらる。

海汀倉の一快戦

清正兩王子を追ふ

海汀倉の戦争は、目覺ましき大戦争と云ふ程ではなかつたにせよ、清正等に於ては、一快戦には相違なかつたであらう。

初め清正等の威鏡道に向ひ、永興府に入るや、兩王子走竄の揭示があつた。町口に札を建たり、其詞に曰く、高麗王兄弟共に、是より奥へ御通りとあり、清正喜び追詰王を生捕申すべしとあり。鍋島清正に向て云く、異國の習斯様に遠路切所へ敵を追入、輒く討取べきの方便、古今不珍、誠と心得追過ては不覺を取べし。第一我等の者は、都より十六日の間、炎天に押來り、人馬



韓克誠擊

勞れ候。爰許は米大豆澤山に候へば、是に暫逗留し、都への注進有て、其様子次第都へ御引取可然と被申けり。清正云く、此札を唐人の立たると思召候や、我等は左様に不存、是偏に天照皇大神、八幡大菩薩の御加護と覺たり。神慮にまかせ追詰て王を生捕べし。加賀(鍋島直茂)殿には、是に御待あれと申され、清正手勢一萬にて打立、明ても暮ても、東丑寅を指して押行く。(高麗陣日記)

朝鮮人民

臨海、順和の兩王子は、清正の追兵愈よ急なるを聞き、疾く馳せて摩天嶺を踰え、

【八四】 清正二王子を生擒す

清正を迎

七月、會寧府に抵つた。清正は令を出して暴を禁じ、隨處の民を殺撫したから、民は山谷の間より相率ゐて出て迎へた。而して徵發使が、國王の所より至れば、却て弓を彎いて之に向ひ、惡言を逞うして罵詈し、糧餉及び魚肉、酒果を載せて、以て清正の軍に供するもの、陸續相接した。之を名けて、進上と云うた。(平溪集)

土民我兵を導く

清正銀鑛採掘

咸鏡道監司尹卓然、遁れて三水別害堡に入つた。前監司柳永立は、遁れて白雲山に入つた。土民は我兵を導き圍み攻め、永立を生擒し以て至つた。南道兵使李渾は、甲山の巖窟中に匿れた、土民は之を斬つて首を軍門に献じた。甲山の民も亦た、其の府使を斬りて、出でて降つた。端川の山に銀鑛があつた。清正は之を搜知し、試みに之を採掘し、銀塊三十枚を得、狀を添へて使者に附し、之を秀吉に進めた。(豐太閣征外新史)

會寧著

清正は朝鮮二王子を窮追し行く五十餘日、遂ひに會寧府に抵つた。府判官李琰は爲す所を知らず、自から門樓に縊つたが、人の其の懸を絶つたが爲めに、城



府吏降服

清正入城  
取二王子受

降將を褒  
賞す

より縋りて脱出した。清正は濫りに出降者を殺さなかつた。是を以て守令を縛して來り降る者、甚だ多かつた。南北郡邑、盡く陥つた。

會寧府吏鞠景仁は、本來全州の流配人であつた。其の謫徒たるの故を以て、國王を怨んだ。されば此の機會に乗じ、其の族鞠世弼と謀を合せ、臨海、順和の二王子、及び其の從臣金貴榮、黃廷彥、黃赫、南兵使李英、會寧府使文夢軒、隱城府使李銖等數十人を執らへ、牒を捧げて降を乞うた。

清正十餘騎を從へ、馳せて城に入り、二王子、及び諸人を受取つた。而して其の縛を釋さ、躬から王子を護して館に就き、厚く之を遇した。而して宮殯等の面被を蒙りて門を出づるや、清正は兵士を戒しめ、其の面を視る勿れ、其の衣に觸るゝ勿れと云ひ、之に飲饌を與へて之を送らしめた。鞠景仁等は重賞を要めた。清正は之を叱して、汝等忍んで此の事を爲す、縱ひ死を貸すも、賞を與へずと云うた。(日月錄)

併し北關大捷碑には、清正鞠景仁、鞠世弼を判刑使とし、北部を制せしむと云

鐘城府使  
等の降表

ひ。又壬辰錄には、景仁重賞を請ふ、清正即ち景仁を北道の守令となし、餘黨皆な重賞すとあれば、景仁等の希望程ではなかつたが、多少の褒賞には預つたことと思はるゝ。鐘城府使鄭見龍は、判官林恂と、同じく降らんと欲し、降表を草した。

撫我則后、虐我則讎。何使非臣、何事非君。

右譯文

我を撫すれば則ち后、我を虐ぐれば則ち讎、何を使うてか臣に非ず、何れに事へてか君に非ざる。

の句があつた。恂は其の書を投じて逃れ走つた。(寄齋雜記)

吾人は今ま茲に、清正の七月廿三日附の注進狀を掲ぐるであらう。

御注進申上に付申入候。仍拙者請取の國へ、王子被ニ差越一候由、□郡にて承候に付、分レ手野山をさがし無ニ晝夜の境、追懸候之處、おらんか

七月廿三日  
清正注  
進狀



國王を捕へんとす

い、境目ほいれく(會寧)と申城へ、國王の嫡子、同弟、其外大官の者、下々共、四五十人逃入候を、則押詰候處、城中之者降參仕、逃入者は不  
 及申、城中雜兵まで、命之儀種々懇望仕に、則城請取、右之王子並  
 雜兵共に相助仕置候。國王之儀、方々尋に遣候間、定而あり所可  
 相聞一候條、右同前に可ニ申付一候。次此國之儀、御法度御置目等堅申付、隙  
 明候は、おらんかいへ可ニ相働と存事候。此上御誼次第、彼王子達召  
 連可ニ罷上一候。其節以面拜、心事可ニ申達一候。御次之刻、御取合奉頼  
 候。恐惶謹言。

七月廿三日(文祿元年)

加藤主計頭清正(花押)

淺野彈少様

此これにて見れば、清正は、朝鮮國王の所在が、尙ほ五里夢中であつた。彼は國  
 王を捕獲せんと欲して、却て兩王子を捕獲したのだ。

元良哈征

元良哈征伐は、一種の冒險であつたが、此れは強襲偵察とでも云ふ可きもの  
 て、此の方面より遼東への出口を見出さんと、試みたのであらう。戦争の大局  
 には、別に何等の關係はないのだ。

國王を逸したるを遺憾とす

但だ返すくも遺憾であつたは、宣祖が豫定の如く、鏡城に遁れ來る乎、左な  
 くば清正が平安道に向ふ所乎。何れにしても彼をして宣祖に接觸せしめば、明の  
 援軍の未だ來らざるに先ち、若くは各道勤王軍の未だ起らざるに先ち、李舜臣が  
 海戦に於て、偉功を制せざるに先ち、或は朝鮮國王を生擒したであらう。

大局を逸す

然も兎角世の中の事は、思ふ様に參らぬものだ。清正徒らに勞して、大局を制  
 するの奇勳を奏するを得ず、而して征外の戦局は、漸次に艱困に赴き、遂に龍  
 頭蛇尾に了らざる可らざる始末に、立ち到つたのは、今日よりしても、遺憾千  
 萬の事と云はねばならぬ。

注進狀尙々書

前掲清正の淺野長政に與へたる注進狀には、左の尙々書さが添うて居る。  
 尙々申上候。若爰元に残し置かれ候は、其元(長政)可然様にとひたと御



おらんか  
ないの境望

清正支那  
國境に所  
領を得ん  
とす

談合被<sub>レ</sub>成候へく候。右申上候ても可<sub>レ</sub>然候はゞ、左様にも可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候。又望み候事無用に候。先度孫兵(貴田孫兵衛)へに被<sub>レ</sub>仰越一候、心を申候。又孫兵へに御こし物被<sub>レ</sub>下候事、さて外聞と申。忝候。又其元兎角の取沙汰取りあつかひ仕候くるしからず候。前後此せがれ存候間、御尋可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候。都より三十日奥に居申、申<sub>レ</sub>此御返事おそく參候て、今年罷歸候事成間敷候。身土もいかゞ候共、急ぎ承度候。あらんかいの境は、國はよく候へ共、あらんかいがあしく候間、望は無<sub>レ</sub>之候間、から境にて候はゞ、御受申度候。其ほかにては、國中にては、いやにて御座候。其心えにて、内々とひたと御談合可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候。以上。

とある。此れにて見れば、清正は眞面目に、秀吉の明國打入を實行し、自から支那國境にて、其の所領を得んことを希望したことが判知る。惟ふに鍋島直茂が、肥前の所領を上納し、其の代りに明國に所領を得んことを希望したのも、清正と同一の心理状態であつたものと推定せらる。併し此れは威鏡道方面の

空気で、平安道方面は當時既に、講和の空氣、満々として居た。

鍋島直茂海外所領を望む (加藤清正書狀)

鍋島高麗  
邊所領希  
望  
肥前浦の  
者大唐に  
ありつき

追而致言上候、仍鍋島加賀守(直茂)申上候は、肥前國之儀、大唐への御渡口にて御座候條、高麗邊にても如何様にも思召あてかはれ、右之肥前國之儀者被<sub>レ</sub>召上候様にと、於<sub>二</sub>名護屋<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>致言上候。内々申處、御動座候以前致渡海に付、兎角之儀難<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>、今迄延引候處、雖<sub>二</sub>迷惑仕候<sub>一</sub>、只今者高麗之儀一篇に被<sub>レ</sub>仰付候條於<sub>二</sub>大唐<sub>一</sub>如何様にも思召あてかはれ被<sub>レ</sub>遣候様に御取合申候へと、折々申付而如<sub>レ</sub>此候。大唐へ望申儀は、肥前浦之者共過分にははかん商賣に罷越、大唐にありつき候て居申候間是非に大唐被<sub>レ</sub>遣候事下々迄も忝存可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>渡と申條、此等之趣申上候様に加賀守折々申候間、龍造寺家中元年寄共召尋候處、何も内談仕其上にて加賀守得<sub>二</sub>御意<sub>一</sub>候間、御前可<sub>レ</sub>然様にと皆々申に付而如<sub>レ</sub>此候。御説次第に佐賀に下々妻子共をも召置候、河の側はた山中へもかたつけて、佐賀の城御留守今年より被<sub>レ</sub>召置候様にと申候、扱々近年苦口にて、肥前之國より外は、よき所も御座有間敷と存罷居候事口惜存候間、自<sub>レ</sub>是直にも雖<sub>二</sub>罷越度候<sub>一</sub>、如<sub>レ</sub>此致言上、御説之の趣承付候てより寒天に罷成候へば、此口より相働申事不<sub>レ</sub>罷成候由申に付、來春國元より直に舟にて大唐へ可<sub>レ</sub>罷渡と存、舟以下彌丈夫にと只今も申遣躰に候、此上はいかゞ可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰付候哉、加賀守も右衛門尉方迄具に申上候由候間、可<sub>レ</sub>然様に御披露所<sub>レ</sub>仰候。恐々謹言。

六月廿四日(文祿元年)



### 第十八章 薩摩の小亂

#### 〔八五〕 薩摩の不平黨

梅北の亂

今茲に極めて小規模ながら、意外なる事件が、秀吉の脚下に出来た。そは申す迄もなく、薩摩の梅北國兼等が、肥後佐敷城を襲うて、之を陥れた事だ。抑も之に就ては、多少の因縁がないでもない。

其の因縁

そは天正十五年、秀吉の薩摩征伐にて、龍伯、義弘の兄弟は、秀吉に心服するに至つたが、其の臣下共の中には、頗る不服の徒もあり、動もすれば、九州に覇威を逞うしたる往時に、執著したる徒も少くなかつた。秀吉は外征に際して、島津氏を十二分に努力せしめんとし、龍伯、義弘も、之に獎勵したが、臣下の或者共に於ては、表面は兎も角も、裏面に於ては、所謂怠業を事とし、甚だしきは此の機に乗じて、火事場泥坊の目論見さへもした者共があつた。而し



義弘出征

て其の爆發したのが、乃ち梅北の一揆だ。島津龍伯は、出征す可きであつたが、其の老體の理由の下に、弟兵庫頭義弘が出征した。

二月二十七日(天正廿年)松齡公(義弘)與久保一發粟野、募兵未不至、從者僅二十三騎。……至大口、俟兵集得若干人、然後行。(島津國史)

彼等父子は、此の如くして名護屋に赴いた。然るに、

義弘父子  
渡海船に  
乏し

一 渡唐船壹艘も不廻候て、外聞實儀迷惑申候。九州衆並の儀に候間、先々かり船にて、我等父子令渡海、人衆は殘置候。……やうく五六端帆之小船、十艘にて渡海候。あはれをとどめたる事にこそ候へ。中々申もいかゞに候。

薩士の怠  
業氣分

是れ義弘が、四月六日(天正廿年)附にて、國老の一人、新納忠元に與へた書簡の一節だ。彼等は必ずしも、義弘父子の渡海を妨害す可く、其の船を廻さなかつたのではあるまい。併し其の怠業の氣分が、薩摩武士の一部分に漲つたことは、

争はれない。怠業の原因が、秀吉に對する不服であつたことは、固より疑を容れぬ。義弘父子は、全く其の犠牲となつたのだ。

義弘父子  
渡海遅延

一 任二風便一企一書一候。仍其地之船一圓不參候而、拙者一人遅陣に罷成、迷惑の至候間、賃船を以卯月(四月)廿七日、對馬名室の港より、任二順風一漸今月(五月)三日に、高麗釜山かいに罷渡候。(中略)

一 今度御唐入に付、軍役可相調一由、老中談合を以承候處に、今船一艘も不參、御家御國を傾くる迄に候事。

一 龍伯様御爲、御家の御爲を存知、身命を捨、名護屋江も能時分に參候得共、船延引之故、日本一の遅陣に罷成、自他之失二面目、剩先之様仕合可惡事、覺悟の前に候得共、別條に可仕様無之候間、公義之御使を待、兎も角も可罷成一意にて、無念千萬候事。

一 萬一先之様仕合もあへしらいに而、御宥免之儀共候はゞ、國元見次之事、涯分精々被入候て可然候。先手の衆者、米其外用意存分に有之候得共、



借船にて  
漸く渡海

我々は國元無見次一而は、相續まじく候。此心遣も遅陣故に候事。  
一 あまり遅陣迷惑に而、五枚帆を壹艘借出候而令乗船、去月對馬わたりを渡候。誠に小者壹人にて、鎗を五本共不持、高麗迄渡候事、淺間敷爲體、涙もとゞまらん仕合に候。船著とまりにても、身を忍ぶ様に候事、吳々國元屢を恨入候事。(中略)

義弘不面  
日

一 各如存知、常住我々地體之事、先年上様(秀吉)薩州へ御動座之時、命を被助置一刻、二ヶ國餘令拜領、京都えも壹萬石被下、諸士之中別而辱御詞を被加、殊に名物肩衝を始、種々御高恩深重に候條、自然の折節は、何様にも御奉公可申心懸に候處。今度船依無參著、日本一之遅陣に相成、累年之心懸も無になり候事。生々世々口惜次第に候事。(中略)  
一 重言ながら、太閤様江御奉公何様とも存候處に、此心懸も無に罷成、遅陣候事、御糺明之時如何様成科にもあたり候はんと存計に候。  
龍伯様無御存知一事に、逆心の者共より仕崩さるゝ迄に候。逆心を企候

懊惱憤慨

逆心輩の  
仕事

者之事、後日顯然可申候事。  
此れは五月五日附にて、義弘が朝鮮より、國元の家老共に與へたる書簡の概要だ。如何にも彼の心事は傲として白日の如く、然も國元の怠業の爲めに、其の奉公の素志は齟齬し、日本一の遅陣となりて、天下に恥を洒らす不面目を、懊惱し、憤慨するの状、今尙ほ睹るが如くある。  
而して最も注意す可きは、最後の一節だ。要するに此の如き大齟齬も、大失態も、畢竟逆心輩の爲めに出来た事だ。逆心輩の仕事は、臆て露現するてあらうとは、義弘の捨臺詞だ。而して所謂此の逆心輩の仕事が、單に義弘を、斯る苦境に陥れたのみならず、亦た秀吉の脚下に、一騒動を持ち上ぐるこゝなつた。



【八六】梅北の亂

非恭順黨一味

抑も薩摩には、天正十五年秀吉の薩摩平定以來、尙ほ龍伯、義弘の同胞、宮之城の城主島津歳久を首魁として、非秀吉、恭順黨があつた。彼等の總てと云はざる迄も、其の或者は、外征の好機に乗じて、一旗揚げんと企てた。其の顛末は下の通りである。

梅北國兼の陰謀

梅北宮内左衛門國兼は、義弘に従うて、朝鮮に赴く可きであつたが、肥前平戸に逗留して、頻りに隱謀を企てた。彼は龍伯の命を矯めて兵を集め、田尻但馬、伊集院三河等亦た、之に與みした。斯くて薩、隅、日の名護屋に赴く兵を欺き集めて、二千餘人に及んだ。

國兼の計

伊集院元巢、桂太郎兵衛忠詮、川上將監等の薩摩を出て、名護屋に至るや、國兼は之を平戸に召して申す様、今や諸國の兵士朝鮮に赴き、脚下空虚である。須らく此の機に乗じて、肥後を襲ひ取り、秀吉を殺し、昔日の怨を報ゆ可きなり

國兼擧兵

やと。三士は龍伯公の名護屋に在るを如何せんと云うたが、國兼は龍伯公の一身に不慮の事あらば、歳久を以て太守とせんに、何の不可あらんと答へた。三士は僞て國兼の謀に與みし、川上將監は壹岐に航し、朝鮮に至つた。

國兼は案の如く、六月十四日、肥後佐敷城を襲ひ取り、更らに進んで八代城を攻めんとした。田尻但馬は、一軍に將として、火を放つて松橋を焚き、小川に軍して、八代城に薄らんとした。松浦筑前守、潜に兵を聚め、小川を襲ひ、但馬、及び其の二子荒二郎、荒五郎を殺し、田尻の殘兵は、佐敷に遁れた。松浦は之を追撃して、赤松太郎(八代佐敷間の山路)に至り、百餘人を殺し、還りて八代を保つた。

國兼殺さる

國兼は佐敷城にあつたが、境善左衛門、安田彌左衛門等、竊に謀を運らし、兵を聚め、僞つて國兼に降つた。彼等は國兼に向つて、故らに狐媚を呈し、美人醇酒を以て、彼を饗し、併せて其の從者に及んだ。國兼醉倒、從者亦た起つを得なかつた。此に於て境、安田は、意の如く國兼を殺し、佐敷城を恢復するを



秀吉に對する打撃

得た。

以上は一局部に於ける、小事件であるが、然も秀吉に對しては、少からざる打撃であつた。當時日本、朝鮮、支那三國を、我物とし、南蠻、天竺迄も手中に入れんと昂揚したる秀吉に取りて。其の脚下に於て、大なれ、小なれ、斯る謀反人が出來したのは、其の威光を裏切つたと云はねばならぬ。單に秀吉の尊嚴を冒瀆したのみならず、秀吉をして日本内地を去るの危険を自覺せしむ可く、其の實物教育を與へたものと云はねばならぬ。諸ろの方面より見て、此の事件は、秀吉の外征に、少からざるケチを附けたものと云はねばならぬ。斯る事に敏感なる秀吉が、いかで之を等閑視す可き。

龍伯關せず

彼は淺野長政、幸長父子、伊藤長門、其の他鐵砲頭四人に命じて、國兼を討伐せしめたが、此を待つ迄もなく、上記の如く亂は既に平いだ。龍伯は名護屋に在つたが、石田奎頭に頼りて、自から其の事に與り知らざるを謝した。而して徳川家康も亦た、義弘父子は朝鮮にあり、龍伯の妻女は大阪にあり。如何に國

兼が龍伯の命なりと稱したればとて、龍伯が此の際反を謀る可き理由なき旨を救解したから、秀吉も釋然として、龍伯を薩摩に還らしめ、梅北の餘賊を討せしめた。

義弘の褒辭

此の一件に就ては、朝鮮にある義弘も、聊か痛快を感じたものと見え、八月廿日附にて、新納忠元に與へたる書簡中、左の文句がある。

さて梅北悪行、不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>是非<sub>一</sub>始末候。彼騒動に付、國元無<sub>二</sub>心元<sub>一</sub>候の處、梅北内之者事、大口衆擗捕之由相聞候。御邊事は鹿兒島に被<sub>レ</sub>詰候由候得共、留守の申付連々依<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>緩如<sub>レ</sub>此候。我等褒美申候由、仕手にも能々可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>申聞<sub>一</sub>候。

忠元は大口城の城主にて、梅北の餘黨を打取りたる者は、大口の部兵であつたから、斯く義弘も遠方より褒辭を與へたのだ。

薩摩に於ては、田尻但馬の叔父荒尾嘉兵衛を、川邊市之瀬に殺し、伊集院三河を大隅始良に戮し、七月五日、其の旨を名護屋に告げた。此の如くして梅北の

梅北餘黨の討滅



亂は、茲に一段落を告げた。

【八七】 島津歳久の自決

歳久問責

梅北の謀反組には、島津歳久の士が多かつた。歳久彼自身が、此の騒動の張本人ではなかつたにせよ、彼は天正十五年以來、非秀吉恭順黨の首魁だ。少くとも首魁として目指されて居た。彼を此の際不問に附す可らざるは、當然の事だ。されば秀吉は豫て龍伯と懇親の間柄である、細川幽齋をして、其の罪を責めしめた。

問責條々

比志島紀伊守國貞、白濱次郎左衛門、出て其の命を聽いた。曰く、殿下九州を征伐し、義久の一族を擧げて降参したるに、歳久のみ病を稱して出てなかつたは、其の罪一。殿下の歸途、祁答院通過の際、嚮導をして、故らに嶮難の徑路

に導き、山賊をして軍を惱まし、兵士若干を殺さしめた、其の罪二。今に至つて朝覲の禮を缺く、其の罪三。命を背き朝鮮に赴かず、其の罪四。梅北の黨に歳久の臣多し、其の罪五。而して秀吉の歳久處分の命令書を示した。

至是、有告歳久爲梅北黨。太閤大怒、十日賜公(龍伯)朱記書、數歳久之罪焉。曰速斬歳久首來、不即且屠汝國。於是公、召歳久於祁答院。歳久詣鹿兒島、陰察諸人耳目非是、乃宵遁去、乘舟如脇本。(島津國史)

右譯文

是に至りて、歳久の梅北黨たるを告ぐるあり。太閤大に怒り、十日公(龍伯)朱記の書を賜ひて、歳久の罪を數む。曰く速に歳久の首を斬て來れ、不らざれば即ち且つ汝の國を屠らんと。是に於て公、歳久を祁答院に召す。歳久鹿兒島に詣り、陰かに諸人の耳目是に非ざるを察し、乃ち宵遁れ去り、舟に乗つて脇本に如く。



歳久鹿兵  
島に至ら  
んとし途  
より帖佐  
に赴く

尙ほ西藩野史には、

國貞等、龍伯公に告す。(幽齋の傳へたる命令) 公群臣を會して、此命を聞、慨然として心を焦し、腹を腐す。歳久これを不知、宮之城を出て、鹿兒島に至り、世人顰蹙の色あるを見る。且從者百餘人嘔歌の説を聞き、既に其狀を察し、髀を撫し、慷慨して曰、天の禍は活べからず、今日に至るは天なり。速に宮之城に歸り、命を奉じ、忠を持して地に入らんのみ。船に乗て帖佐に至る。

龍伯歳久  
を追ふ

とある。何れにしても秀吉より、歳久を切腹せしむ可き命令を受取つた龍伯は、不憚ながら、一國と一人の弟とは代へ難しと考へ、歳久に自決せしむ可く、彼を鹿兒島に召喚したのであらう。歳久もそれ程の事とは知らずして、鹿兒島迄出掛けたが、至り見れば、其の様子が頗る變であるから、扱てはと氣付き、急に心機を一轉して、其の領地に遁れ還らんとしたのであらう。

歳久拒戦

是に於て龍伯は、其の老臣等と相議して、其の歸路を絶ち、彼を其の中途に要撃することとした。歳久は脇本に至り、之を聞き、今は此迄なりと覺悟し、又た船に乗りて龍ヶ水に至つた。歳久は自殺せんとしたが、其の從士の本田四郎左衛門、成合城之助、木場民部等は、此處に追撃兵を待ち受け、一快戦す可く、木を伐り、石を累ね、敢死の兵一百人、弓鐵砲を海岸に列ねて、いざ來と準備した。龍伯は歳久の遁去を聞き、亟かに町田出羽守久倍に精兵を屬し、之を追はしめた。久倍は追うて龍ヶ水に至つたが、歳久の兵の備あるを見て、船を近づけ、弓鐵砲を放つて、互ひに戦つた。頃は七月十八日、午前十時より午後五時に至つた。今は双方共に彈藥も矢種も盡きたれば、町田の兵は上陸して、接戦した。歳久の兵は、固より一死を分とした。町田の兵も、何れも勇敢の士で、歳久の兵とは、互ひに相識の間柄である。されば自他の奮闘は、一層猛烈であつた。歳久の重なる從臣は、何れも戦死した。歳久は豫て手足痿痺の病に罹り、自刃する能はなかつた。故に町田の兵を磨いて其の元を授けんとしたが、龍伯の胞

歳久死



遺書

弟たるの故を以て、何れも遲疑した。然も歳久が之を強ふるに至りて、原田甚次進んで彼を讖つた。其の骸側には遺書があつた。

抑我乍生<sub>レ</sub>于當家之枝葉、被<sub>レ</sub>病惱<sub>二</sub>手足<sub>一</sub>、無<sub>レ</sub>身健、不<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>了簡<sub>一</sub>、故不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>候<sub>二</sub>于殿下<sub>一</sub>。得<sub>二</sub>太守慈恩之扶<sub>一</sub>、樂<sub>二</sub>安閑<sub>一</sub>、何豈可<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>對<sub>二</sub>殿下<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>讐乎。然而依<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>浮世不意憤<sub>一</sub>。蒙<sub>二</sub>御不審<sub>一</sub>、只今切腹。願者爲<sub>二</sub>累代之御家<sub>一</sub>、我一身可<sub>レ</sub>自害、再往向<sub>レ</sub>自<sub>レ</sub>臣、雖<sub>二</sub>伸避<sub>一</sub>、彼等聊不<sub>レ</sub>能<sub>二</sub>承諾<sub>一</sub>、無<sub>レ</sub>詮方<sub>一</sub>次第也。倩案<sub>レ</sub>之、爲<sub>二</sub>臣下之所存<sub>一</sub>、難<sub>二</sub>默止<sub>一</sub>。然則對<sub>二</sub>太守公<sub>一</sub>非<sub>レ</sub>放<sub>レ</sub>矢、以<sub>二</sub>君臣武勇之本<sub>一</sub>文(分)、勵<sub>二</sub>暫時之戰<sub>一</sub>者也。

右譯文

抑も我れは當家の枝葉に生れ乍ら、病みて手足を惱まされ、身健無く、了簡の及ぶ所たらず、故に殿下に候する能はず。太守慈恩の扶けを得て、安閑を樂む、何ぞ豈に殿下に對し奉り讐を爲すべけんや。然り而して浮世は不意の憤を爲すに依り、御不審を蒙り、只今切腹す。願くは累代の御家の爲に、

我が一身は自害すべし、再び往て臣より向て、伸避すと雖も、彼等聊か承諾する能はず、詮方無き次第なり。倩ら之を案ずるに、臣下の所存の爲に、默止し難し。然らば則ち太守公に對して矢を放つに非ず、君臣武勇の本文(分)を以て、暫時の戦を勵むものなり。

晴蓑めが、魂のありかを人間はゞ、いざ白雲の末も知られず。

(晴蓑は歳久の號だ)

心事この通り

此の遺書は果して彼の作乎、否乎は姑らく措き、歳久の心事は、正しく此の通りであつたらう。

宮之城開城

町田久倍は還りて、其の首と遺書とを龍伯に献げた。龍伯は泣て之を幽齋に渡し、名護屋に送つた。秀吉は之を實檢し、其の首を京都の戻橋に梟した。而して秀吉は、龍伯に歳久の領土を與へた。歳久の臣下、歳久の幼孫又吉を擁して、宮之城に立て籠つたが、幽齋は慨然として、其の嗣を絶たざるの誓紙を作りて龍



此役と島津氏の運命

伯に與へ、龍伯之を宮之城の諸士に示したから、何れも安心して開城した。梅北騒動より、歳久の自決に至る迄、此の一件は島津氏に取りては、頗る危機であつたが、雨降つて地固まるで、爾後島津氏と、秀吉との關係は、愈よ深厚を加へて來た。特に島津義弘の朝鮮に於ける殊勳の如きも、恐らくは如上の事件に刺戟せられたものが、少小ではなかつたであらう。

### 第十九章 秀吉の歸洛

#### 【八八】 秀吉と其の老母

好事魔多

好事魔多しとかや。秀吉海外經略の雄圖は、一たび家康、利家等の諫止によりて、其の渡海を中止し。二たび梅北の亂に妨げられ。而して今や三たび其の老母大政所の病の爲に、名護屋を去りて、大阪に還る可く餘儀なくせられた。

大政所の素生

秀吉は本來孝子であつた。彼の老母に對する關係は、何となくクロンウエル母子の關係を、聯想せしめた。大政所の素生は、明瞭でない。太閤素生記には、尾張愛知郡御器所村の生とある。或は美濃の鍛冶關兼貞の女と云ふ説もある。〔豊太閤と其家族〕何れにしても、名門の出でない事は確である。彼女は木下彌右衛門に嫁いて秀吉を生み、天文十二年正月二日、彌右衛門の没したる時は、秀吉は七歳の孩兒であつた。彼女は爾後織田家の同朋筑阿彌に再嫁して、秀長及び



徳川家康の後妻となりたる、南明院夫人、即ち朝日姫を生んだが。秀吉に對する情愛の最も濃であつたことは、母子の一生を通じたる事歴に於て、之を想像するに餘りありだ。

秀吉の美德

大政所宛  
秀吉眞筆  
書狀

凡そ秀吉の公私一切の生涯に於て、其の母の大政所、及び夫人北政所に對する關係の如く、美しさものはない。此の一點に於ては、あらゆる古今東西の英雄、豪傑に對照して、特に秀吉の善且つ美なる一面を、發揮したるものと云はねばならぬ。信長と、其の母との關係は、殆んど鄭莊公のそれであつた。家康は其の生母水野氏の遺言を奉じ、江戸小石川に傳通院を建立した程で、家康としては、寧ろ美德であつたが、到底秀吉のそれとは比較にならぬ。今ま試みに其の一例として、京都妙法院に現存する、小田原陣中より、其の母に與へたる、秀吉眞筆の書簡を掲げんに。

返すく我身事、御案じなされまじく候。一段と息災にて、五せん(御膳)もあがり候まゝ、御心安く候へく候。そもじ様御遊山候て、氣をも慰み、

若く御成候て可給候。頼み申候。又大納言(秀長)息災の由、何寄く

御嬉く候。彌よ養生專にて候よし、御申候へく候。以上。

再々文給候。御嬉敷候。此方の事案じなされまじく候。彌よ小田原堅く

取り捲せ候により、早々國々の十の物八程申付け候て、百姓共迄、召し出

し、行々と申付け候。小田原の事は、關東日本迄の置目に候まゝ、干殺に可

申付候間、年を取り可申候。但我身は、そもじさま、又は若君(鶴松)見舞

ながら、年の内參候て御目に懸り可申候。御心安く候へく候。かしこ。

五月一日(天正十八年)

大まんどころ殿さま

てんか

孝  
秀吉の大

孟子は五十にして父母を慕ふを、大孝と申して居る。然るに當時秀吉は、既に十五歳だ。如何に彼が其の老母に倦々であつたかは、其の眞情の自然に流露した、一字一句の上に於て、看取せらるゝてはない乎。當時秀吉は、小田原の長



大政所病

陣を覺悟し、越年の積りであつた。而して其の老母と、愛子とを見る可く、年内一度歸京の豫定であつた。然るに小田原も案外脆く六月には開城し、九月には東北を平定して、凱旋するを得、母子愛度會合するを得るに至つた。斯る次第であれば、大政所の病氣は、秀吉の尤も憂ふる所であつた。乃ち天正十四年、霍亂にて惱んだ時にも、特に天正十六年六月重病の時には、秀吉は朝廷に奏請し、又た諸の神社佛閣に祈願を懸けて居る。大政所は天正十六年閏五月十日、京都聚樂より大阪に還り、六月八日に發病し、漸次重態となつた。是を以て秀吉は朝廷に奏請し、御所の内侍所に於て、臨時の御神樂を行ひ、平癒立願の御祈禱が行はれ、二十日には五常樂、千返樂、二十一日には後陽成天皇の臨時に御拜をなさるゝこととなつた。而して勅使が伊勢兩神宮、春日神社、男山八幡宮、住吉神社、加茂上下社、祇園社、稻荷社に派遣せられ。又た秀吉からも清水觀世音、愛宕、鞍馬、北野、伊勢兩神宮、多賀、春日、淺間、住吉、稻荷、加茂等に使節を遣し、當座に百石、七百十貫文を寄附し、至快に至らば一萬石宛を寄附す可く、約束した。

秀吉の平癒立願

猶以て、命の儀三箇年、然らずば二年、氣に／＼ならず者三十日にても、延命に候様に頼み思召し候。今度大政所どの、煩ひ本復に於ては、奉賀として一萬石申付べく候間、祈念肝要にて候也。

六月廿日

其の際には祈願の効であつた乎、否乎は姑らく措き、大政所も無事に本復した。是を以て秀吉は天正十八年には、小田原役にも出掛くるを得たのだ。彼は其の一身が天下の大事に繋がると同時に、未だ一日たりとも、其の母と繋がることを忘却せなかつた。彼は一方には、家康を致す爲めに、其の母を岡崎に送つたが、亦た其の母の爲めに、吾身を致すことを忘れなかつた。せめて三年でも、二年でも、彌餘儀なければ三十日でも、老母の生命を延ばしたいと、神佛に祈願を掛けた秀吉は、如何に殊勝の子であつたよ。

秀吉母の爲に我身を致す



【八九】 秀吉歸洛途中の遭難

大政所と秀吉とは、其の八十に垂んとする母と、其の五十を過ぎたる子にてありながら、母子相依り、相倚りて、宛も五十年來其の儘の情味を持續して居た。されば秀吉が海外經略に著手し、其の躬から渡海せんとするに際しても、彼女は一方向ならざる心配をなした。秀吉が、其の渡海を延期するに至りたる理由の中の一は、正しく此に存して居た。そは天正二十年六月廿日附にて、秀吉が大政所の侍女(?)に當てた、名護屋よりの消息にて、十二分に諒解が能ふ。

返すべく、早々、高麗へは、海の表、浪荒く候まゝ、春になり候て、越し可申候まゝ、心安く候へく候。文給候、嬉敷思ひ參せ候。殊に道服、袴、珍らしきを給候。一氣にあひ候つる。申如く、高麗へは、三月、一だんと海の表、よく候と申まゝ、春迄延申、名護屋にて、歳を取り可申、高麗へ、早や大軍遣せ

候。名護屋の普請、せさせ申、そこほどへ、越候て、一だん寂しく候はんと、おしはかり申候。かして。

六月廿日(天正廿年)

太 か う

こ や

彼が繰り返し朝鮮渡海を、明年の春、海上風波の憂なき時迄、延期したことを語げたるもの、亦た以て如何に大政所が之を憂慮し、秀吉が枉げて其の意を奉承したかを察するに餘りありだ。

秀次等の  
疑惑

然るに思ひきや、秀吉の此の書簡が、上方に達すると、殆ど同時頃、即ち七月上旬より大政所は病に罹つた。京都聚樂第にあつた關白秀次は、秀吉の側に奉仕したる木下吉隆に、左の通り申し送つた。

大政所殿、御煩に付而一書を以申遣候。御耳に被入候て、能候はゞ、各相談候て可有披露一候。御陣中之義候間、如何と存候へ共、先



皆々迄如<sup>レ</sup>此候。能々相談の上を以、可<sup>レ</sup>被<sup>ニ</sup>申上<sup>一</sup>候事、肝要候也。

七月十一日

秀次(花押)

木下半介どのへ

(山城本法寺所藏文書)

此れにて見れば、秀次は大政所の病氣を秀吉に知らしむ可き乎、否乎に付て頗る憂慮し。兎も角も、先づ秀吉の左右に通知し、名護屋にある諸將の評定に一任したのである。

秀吉名護屋發

爾來大政所の病氣は、彌よ重りたれば、秀次は同十四日に諸寺諸社に、病氣平癒の立願を籠めた。而して今は一刻も猶豫す可らずとて、秀吉にも詳細に其の病狀を報じた。此に於て秀吉は軍務を、家康、利家等に託し、急遽上洛の途に就き、七月二十二日、名護屋を發した。

秀吉垂死の危禍

彼等は意外にも、關門海峡に於て、殆ど垂死の危禍に罹り、幸ひにして之を免れた。其の顛末は左の通りである。

其の顛末

太閤様奈古屋より與<sup>レ</sup>風御上り被<sup>レ</sup>成候。世間に于<sup>レ</sup>今取沙汰仕候。九州豊前小倉と内裡の間にて、御座船を、岩に乗掛被<sup>レ</sup>成、御座船われ申候。はや危く見え申候處に、毛利宰相殿、高鹿江渡り被<sup>レ</sup>申とて、御座船を見掛乗寄被<sup>レ</sup>申候。其時太閤様はや船より御上り被<sup>レ</sup>成、岩の上に御はだかにて、御腰物を御手に下げられ、今や今やとあふなく見え申候處に、右の毛利甲斐守殿船を被<sup>レ</sup>寄、其船に御乗移り被<sup>レ</sup>成、一と先陸へ御上り候て、船頭を御穿鑿被<sup>レ</sup>成候。船頭は播磨の明石の與次兵衛と申者にて御座候。常には船頭上手の名取仕者にて御座候へけるが、運の盡果候ても御座候か、濱に御引据被<sup>レ</sup>成、則御成敗にて御座候。御乗掛被<sup>レ</sup>成候彼岩の上に、今に明石の與次兵衛塔と申て御座候。陸より見え申候事。(川角太閤記)

其詳細の模様

尙ほ毛利家側の記事は、頗る詳細である。吾人は今更其の重複を厭はず、此處に掲ぐることにした。そは此の記事が、宛も當時の模様を目撃するが如き、感興を與ふるからである。



秀吉座船の暗礁乗上

先刻は右京大夫(毛利秀元)殿御先へ参り候様に被仰下候へ共、御座船(秀吉の船)は櫓敷にて候へば、難成奉存候と申候へば、半助(木下吉隆)聞れ候て、御跡にても不苦候。多分廣島へは、御立寄も被成間敷候。乍去急ぎ候へと被仰候に付、其ま、右京大夫殿を御船に召させ見候へば、御座船ははや陸より五六町沖を御上り被成候。此方の船は、御座船より陸の方を参り候。少しの間に、御座船は、半道計も延申候。然處に御座船より御跡船を急ぎ招き申候を、福原大炊見付候て、此方の船頭を呼候て、御座船より御跡船を招き申候。彼邊に生石などは無之哉と、尋ね候へば、船頭承りいかにも御座船は、生石に乗申候と申すに付、されば此船を押付候へと、源右衛門(桂)申付。右京大夫殿にも、御自身取梶面梶御走廻り候て、舸子ども精を出し候へと、御下知被成候。左様候に付、歴々の御供より、先へ御座船に押付候。其時御座船より年の頃三十計なる健なる男二人、岩の上へ下りられ候。秀吉公は御はだかにて御座被成候。

大裡の濱の上

半助(木下吉隆)殿御後より抱へられ、右の兩人此方の船へ召候様に仕られ候へば、此方の船も岩に乗申候に付、いかゞ可仕哉と源右衛門も存煩候處、此方の手安船、御座船と此方の間へ押入申候。奇特の仕合に候。太閤様も兩人の仁も、手安船へ召候に付、源右衛門御側衆へ向候て、是は右京大夫船にて御座候。召させられ候なる哉と申上候へば、御直に可被爲召の由、御意被成候て、御手を差出れ候に付、源右衛門片手にて、八帆柱を取、片手を差出候へば、御取付候て、船へ召、屋形の内へ御入被成候。十七八計なる御小姓、練の羽織をぬぎ、御後よりめさせ被申候。源右衛門申様に、此船をば關(下の關)へ著可申哉、直に上方へおさせ可申哉と伺申候處に、御側衆返答不被申内に、此磯へ著け候へと、直に御意被成候故、大裡の濱へ、著申候へば、則ち御上り被成、舸子の持候櫃の上に、毛氈を敷、御腰を掛けられ、沖の方へ御向候て、御供船いづれも此磯へ著け候へと、御意候に付、各の船共、悉く磯へ著け上り被申候。



人数六七百も可有之哉、御前には御伽衆數多居被<sub>レ</sub>申候。其時御意に、今日右京大夫忠義無<sub>ニ</sub>比類<sub>一</sub>候。……半助殿(木下吉隆)小菊と申す小幅なる紙に書たる物を、御前に上られ候を、源右衛門を召候て、是を大夫に見せ候へと御意被<sub>レ</sub>成、御渡し候に付、則ち御前にて秀元へ進申候へば、御懷中被<sub>レ</sub>遊候。

與次兵衛  
刎首

左候處に、御座所より二三町東の磯へ船を著候て、さいみのかたびらに小紋の袴著申候大男の兩手をいらへ、數人付候て、御座近く參り候。明石與二兵衛と申總船頭の頭なり。各は御伽衆などにて候哉と、存居候處に、御座所の後、六七間ほどへ參候。秀吉公御覽候て、今少し此方へと御意被<sub>レ</sub>成、歩みより申候處を、年の頃十八九計なる若き人後より彼男の首を、二刀に打落し申され、御前へ持參候。早川主馬殿子息源吾殿と申仁の由に候。太閤様御覽候て、近頃憎き奴めなり、見ごらしの爲に候。爰に則ち獄門にかけさせ候へと御意にて、梟させられ候。扱半助殿御

與次兵衛  
の故意か

毛利秀元  
の功

挾箱を、御傍へ持參候て、御脇差を被<sub>ニ</sub>取出<sub>一</sub>候へば、太夫殿を召候て、忝御意にて御拜領被<sub>レ</sub>成候。此脇差原藤四郎吉光なり。……此時秀元御年十四歳なり。(吉田物語)

關門海峡は、潮流急駛にして、暗礁起伏す。航海に尤も險惡の場所だ。抑も明石與次兵衛が、故意に秀吉をして、暗礁に乗り上げしめたる乎、否乎は、世間幾許の傳説あるが、何れにしても秀吉に取りては、容易ならぬ危急であつた。然るに偶然にも毛利秀元が、秀吉見舞の爲めに名護屋に赴くの途次、小倉にて、秀吉の上洛に遭逢し。木下吉隆の取成にて、廣島にて秀吉に謁見す可く、先著せしめんとしたが、到底秀吉の乗船と、其の速力を競ひ難きを以て、之を理りしに拘らず。吉隆より兎も角も其の後を趁ひ來れと申したれば、その通りに秀吉の船を趁ひ行くに際し、其の遭難を見、之を救濟したのであつた。毛利秀元が、輝元の養子となり、又た他日征韓の總帥となつたのも、此の際の働きに因るもの少からずであつた。



【九〇】大政所の遠逝

秀吉歸著  
大政所逝  
去

秀吉は七月廿九日に、大阪に歸著した。然るに思ひさや、大政所は京都聚樂第にて、彼の名護屋出立の日、即ち七月廿二日に、八十歳にて逝かんとは。

秀吉發名護屋、不レ論日夜、赴京而問大廳(大政所)起居如何。侍女白曰、數日以前既謝レ世矣。秀吉氣息頓絶而仆地。醫士進レ藥、秀吉垂涙不止、出于前殿謂曰、是度不レ逢萱砌(老母)臨レ死之別、是依朝鮮擊伐之事也。悔恨多端。其後使德善院玄以、赴大德寺、與玉仲和尚議藏葬之事、葬大廳于大德寺内、其禮盡美。〔秀吉譜〕

右譯文

秀吉名護屋を發し、日夜を論ぜず、京に赴きて大廳(大政所)の起居如何を問ふ。侍女白して曰く、數日以前既に世を謝せりと。秀吉氣息頓に絶えて地に仆る。醫士藥を進む、秀吉垂涙止まず、前殿に出て、謂て曰く、是の度萱砌(老母)死に臨むの別に逢はざる、是れ朝鮮擊伐の事に依てなりと。悔恨多端。其の後ち德善院玄以をして、大德寺に赴き、玉仲和尚と與に藏葬の事を議せしめ、大廳を大德寺内に葬る、其の禮美を盡せり。

秀吉氣絶

彼は取るものも取り敢へず、其の母の病を慰めんとて、上洛したが、不幸にも間に合はなかつた。彼は之を聞いて、一時氣絶した。彼は其の愛子の死によりて、外征の志を刺戟したが、其の老母の死によりて、外征の志を沮遏したと云はぬ迄も、多大の打撃を受けた。大政所は、秀吉が朝鮮に渡つたものと思ひ詰め、發病したのであつた。而して軍務を指揮して、名護屋にあつたが爲めに、其の死際に、逢はなかつたのだ。されば秀吉が打撃を受けたのも、決して無理はない。

大政所の  
菩提寺營

秀吉は天正十六年夏、大政所の病氣の際に、其の望に任せ、大德寺に於て、其の菩提寺を營造した。即ち信長の菩提所總見院の隣地に卜し、秀長を奉行とし、



秀長の養子秀俊を、庫裡造營の奉行とし、秀長の領地紀州より良材を徴發し、桁行十八間、梁行二十間、大徳寺本坊の方丈に比すれば、大なること二間の莊嚴、偉麗なる建築を爲し、襖は總金の貼付にて、狩野永徳をして、松竹櫻菊を一と間毎に、極彩色にて描かしめ、書中の日月は、純金銀盤を嵌めた。幾もなく大政所の病癒をたれば、秀吉は八月(天正十六年)、自から大政所を伴ひ、其の落成の慶式に臨み、大政所の法號を寺號となし、金鳳山天瑞寺と名け、朱印三百石を與へた。

大政所葬式

右の行掛りあれば、大政所の葬送も亦た、大徳寺に於てした。秀吉は八月(天正二十年)五日に上洛し、六日秀次をして、己に代りて其の事を主らしめた。五山の僧皆な聚つた。翌日蓮臺野に於て火葬を行つた。諸宗の僧侶、攝家以下の朝臣、諸侯伯等皆な來り會した。特に勅使を遣はされ、大政所に准三后を贈られた。而して其の遺骨は、兼ねて天正十六年に造つた壽塔の下に納めた。此の塔は高さ六尺三寸の石の五輪塔にて、其の彫鏤は緻密を極めて居る。其の表には

其墓地

『天瑞寺殿預修大功徳從一位春岩宗桂大姉昭儀壽塔 天正二十年壬辰二月彼岸日』とある。二月彼岸日とあるは、生前建立の壽塔であるからだ。其の死去は前記の通り、天正二十年七月二十二日であつた。今や天瑞寺は毀たれ、見る影もなく、塔を藏したる靈堂は、他に移され、僅に其の石塔は、天瑞寺の舊趾、荒烟蔓草の中に存して居る。

追善供養

却て説く秀吉は、又た其の亡母の冥福を修む可く、八月四日附にて、高野山に向つて、左の朱印狀を交付した。

爲天瑞寺殿(大政所)追善、當山に剃髮寺令建之。付而於紀伊國南賀郡内所々、壹萬石奉在目録別紙之令寄附一訖。此内七千石者惣中江有ニ支配一可二領知之、相殘三千石内千石者、剃髮寺佛供燈明、並寺僧諸賄料仁可下二行之、二千石每年納置、八木相積候時、高野僧山之内堂塔伽藍何成共、於及破壞一者、有米以ニ三分二一修理仕、三分一者儘可ニ殘置一候。然者春岩每月之忌日、至ニ末代一勤行不可有懈怠、只今爲ニ名代、聖護院門跡登山候。



供奉中村式部少輔、小出播摩守差添遣之候條、委曲可相幸之、猶興山上人可申候也。

天正廿年八月四日

太閤(朱印)

金剛峰寺惣中

剃髮寺建立

乃ち秀吉の名代として、聖護院門跡澄法親王は、高野に登山し、中村一氏、小出秀政、之に隨從し、亡母追善の爲めに、剃髮寺を建立し、紀州那賀郡にて、一萬石を寄附したのだ。其の中七千石は高山一山の支配に任せ、殘額三千石の中、千石は剃髮寺の佛供燈明料、及び寺僧諸賄料に供し、他の二千石は、毎年米を蓄積し、之を以て高山一山の堂塔伽藍の修繕費に充つることとした。而して此の剃髮寺が即ち青巖寺だ。(以上の事實は、〔豊太閤と其家族〕に據る) 如何に老母の死が、秀吉の海外經略の猛志に、創痍を與へたかは、此度御最期の御いとまごひ不申事も、高麗もろこしを征してんと思ひしに依

秀吉海外經略の創

てなり。一入御殘多侍るとて、くり返し々悔み給へども、甲斐どなき。

(甫菴太閤記)

とあるを見ても判知る。固より此の事の爲めに、騎虎の勢を、中止す可くもなかつたが、少くとも秀吉の心の中には、龜裂が生じたことは、決して疑を容れぬ。此れが恐らくは、小西等の講和運動を成功せしむる、素地を作したことは、他日に於て思ひ知らるゝのであつた。

秀吉大廳の死を悲む

大廳秀吉の渡海を患ふ

大廳(秀吉公の御母)京都におはして女房連に仰せけるは、太閤は朝鮮におはするや、京を去事いく千里ぞや、是を平げん事何をかぎりとする、吁二たび見る事あるべからずや、と常にはうれへ給ふ。女房連こたへていはく、太閤は肥前國名護屋といふ所におはして、諸國の大將連ばかり朝鮮にはつかはし給ふなりと申せ共、大廳更に信共思ひたらず、つゝに戀悲しみて病となり、目を重ねておもくなり給ふ。關白秀次しばし見廻給ふ。太閤聞給ひ急ぎ名護屋より立て、諸事暫く大權現に委せをき、夜を日に續て京に歸り給へば、大廳ははやむなく成給後也。秀吉公絶入してよみがへりあきれまどひて涙なし、醫師藥を奉るに人心地つきて、涙雨のごとくして、書院に出たたまはく、

秀吉歸洛 秀吉悲嘆



此度母の死期にあはず千歳ながく再會の時なし、悔ても猶うらみありとて、德善院玄以に命じて、大德寺にして玉仲和尚をもつて葬禮いかめしくおこなはれ、御弔さましく也。〔將軍記〕

【九一】秀吉名護屋に還る

伏見城經始

秀吉は其の老母を亡うて、當分大阪に滞在したが、然も其の心は遠く名護屋より朝鮮方面に飛んだ。彼の心配は、實に大方ならずであつた。彼は其の鬱を散ずる爲めに、且つ其の晩年の生涯を送る可き爲めに、又た伏見城の經始に取り掛つた様だ。

廿四日(天正二十年八月)京都伏見に、太閤隱居所立之、大篇の土地取在之に候。事々敷儀也。近日於ニ高麗一及ニ一戰、大將分の頭七八と哉覽來、一段御感之

候。〔多聞院日記〕

秀吉の土木癖

秀吉の所爲一として、事々敷からざるはなし。彼は土木の癖がある。而して齡と與に、此の癖は、愈よ昂進した様だ。而して此の伏見の築造が、桃山城の偉麗を現出したのは、文祿三年正月以後の事であつた。

引留運動

秀吉は九月に入りて、名護屋に復る可く支度した。然るに此處に引留運動が生じた。その發頭者は、恐れ多くも正親町上皇と、後陽成天皇の後二方であつた。抑も後陽成天皇は、當年五六月の交には、明後年を以て、支那に鳳輦を移させ給ふ可き御決心があつた程に、それ丈秀吉に御信賴あらせられた。

六月九日、自ニ太閤御朱印上云々。來々年可レ被レ遷ニ禁闕鳳駕於ニ大唐國云々。如レ此奇事、天乎命乎。

十三日、傳聞、鳳闕聯句百韻了也。主聖曰、自ニ太閤御入唐云々。然者予(鹿苑日録の筆者、相國寺住持有節和尚)可レ被ニ召連ニ之由、聖帝直仁勅言也。欽而低頭諾矣。於ニ五岳出世衆、廿員可レ在ニ召具云々。〔鹿苑日録〕



後陽成天皇の支那行幸儀式調査

乃ち後陽成天皇は、有節和尚をも、其の供奉員とす可く、親しく御面命あらせられ、且つ五山の學僧二十名をも、隨從あらせらる可き御沙汰であつたのだ。而して支那行幸の儀式に付て、調査の必要上、諸家の記録を進覽せよとの、勅命あり。前田玄以は、旨を奉じ、伏見殿を初め、公卿四十五家に、左の廻文を出した。

當今様(後陽成天皇)へ大唐可有進上一候間、内々其用意被仰付一候と、自二太閣一被二仰上一候。然者行幸之儀式等、諸家之記録を被レ記、今月(六月)廿日之内に、可レ被レ備ニ叡覽一之旨、自二拙者一可ニ申觸一之由、傳奏衆を以て、勅定(詔)候間、可レ被レ成ニ其意一事肝要一候。

天皇の秀吉渡海御引留理由

斯る次第であれば、後陽成天皇には、少くとも或る期間に於ては、眞面目に支那渡御の御決心あつたのだ。然も秀吉の渡海に就ては、當初より御引留あつた。其の理由は、高麗國への下向、嶮路波濤を凌れむ事、無ニ勿體一候。發足遠慮可レ然一候。勝

を千里に決して、此の度の事、諸卒を遣はし候んも、可ニ事足一哉。且朝家の爲め、且天下の爲、返すくも思ひとまり給候は、別而悦おぼしめし候べく候。猶勅使にて可レ申候。

太 閣どのへ

〔豊公遺文〕

此れは年月日附が闕て居るが、定めて家康、利家等の引留運動と同時にあつたと思はるゝ。

名護屋出發の御引留

然るに此回は、朝鮮渡海の引留てなく、名護屋へ出發の引留であつた。即ち少くとも當年中は、秀吉が闕下を離れざる様の御沙汰が出た。

引留御勅諭

秀吉は同年九月十日、大阪發程名護屋に向ふ豫定であつたが、其の間際に於て、十五日に延期し、更らに十月朔日に決定した。此れは勅諭の爲めであつたことは、左の文書が之を證明する。

□□□□辰刻謹而頂載□□筑紫在國之儀、向□□□越事、如何與思召、以ニ菊亭左大臣、勸修寺大納言、中山大納言、久我大納言、可レ致ニ延引一



勅使大阪  
下向

旨被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>含<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候儀、忝奉<sub>レ</sub>存候事。

正親町上皇、後陽成天皇には、菊亭晴季、勸修寺晴豊、中山親綱、久我敦通四人を勅使として、九月五日大阪に下向せしめ給ひ、彼等が九日卯刻には、大阪城に於て、秀吉と會見した。其の勅使の一人、中山親綱の日記には、『卯刻許太閤御見參、從<sub>二</sub>兩御所<sub>一</sub>(正親町上皇、後陽成天皇)御文入<sub>二</sub>見參<sub>一</sub>了。御機嫌不<sub>レ</sub>斜。朝飯御相伴、七五三、江戸宰相(徳川秀忠)丹波中納言(小早川秀秋)前相伴飯、侍從同相伴、先當月中者可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御滞留<sub>一</sub>分也、令<sub>二</sub>満足<sub>一</sub>了。』とあれば、秀吉は勅諭を奉じて、兎も角も九月一杯丈は、滞在することゝしたのであつた。而して彼は尙ほ勅旨に對して、左の如く奉答して居る。

一 叡聞、高麗之儀丈夫に申付、不<sub>レ</sub>存<sub>レ</sub>緩之條、御心安可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>思召<sub>一</sub>事。是れ朝鮮の事は、決して宸襟を勞し給はざる様、十二分注意を加へ置きたる旨を、陳奏したのだ。

一 筑紫九ヶ國の儀、至<sub>二</sub>路次中<sub>一</sub>迄も、堅<sub>レ</sub>申付並<sub>二</sub>名護屋<sub>一</sub>には、關東八州

秀吉奉答

出羽奥州北國諸勢、何茂丈夫に申付候。是又被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>御機遣<sub>一</sub>間敷事。此れは國內の事に付て、叡慮を安<sub>レ</sub>奉る可<sub>レ</sub>く陳奏したのだ。即ち此より九州に至る途中は勿論、特に名護屋には、全國の兵を擧げて、堅固に警固し居ると申す事だ。

秀吉苦衷

一 右申付候間、任<sub>二</sub>叡慮<sub>一</sub>當年中致<sub>二</sub>逗留<sub>一</sub>、細々參内申、雖<sub>下</sub>致<sub>二</sub>御目見<sub>一</sub>度候上、高麗へ渡海申<sub>二</sub>人數<sub>一</sub>、筑紫九ヶ國、山陽道八ヶ國、四國、山陰道八ヶ國、壹岐、對馬並<sub>二</sub>名護屋<sub>一</sub>に諸勢六十餘州、無<sub>二</sub>殘所<sub>一</sub>申付置候。士卒同前に名護屋に出<sub>レ</sub>陳候而<sub>レ</sub>諸事副<sub>レ</sub>心候さへ、長陳不便候處、叡慮と乍<sub>レ</sub>申、秀吉爰許に致<sub>二</sub>逗留<sub>一</sub>候者、右諸勢某致<sub>二</sub>退屈<sub>一</sub>、遊山をも仕<sub>レ</sub>者在<sub>レ</sub>之様存候へば、且<sub>レ</sub>上之御爲と申、又は秀吉覺悟をも見限候へば、今迄諸事申付候事、無<sub>レ</sub>に可<sub>レ</sub>罷成<sub>一</sub>候哉。相<sub>二</sub>背<sub>一</sub>勅定<sub>一</sub>(説)□様自然下々存候へば、如何敷候條、今月(九月)中相延、來月可<sub>レ</sub>罷下<sub>一</sub>候。幸十月は風も長等閑に、海上穩成由申候間、御心安被<sub>二</sub>思召<sub>一</sub>、御暇被<sub>レ</sub>下候様仕度候。卒四人右存寄



心中不殘御披露馮入候 恐々謹言

(參照「史林」に掲げたる、三浦博士の豊太閤の書狀に就て)

秀吉の進退困難  
以上は秀吉が四人の勅使に向つて、其の苦衷を訴へ、至尊に向つて取成を請うたのだ。即ち名護屋に在りてさへ、海外の軍を指揮するには、不便なるに、若し京阪の地に逗留せん乎、一般の士氣は必ず沮廢し、是れが爲めに、威信も行はれざるに至らむ。さりとて勅詔に背くも恐縮なれば、本月中丈滯在す可しと云ふのだ。秀吉の進退も良に困難であつたと云はねばならぬ。尙ほ秀吉が右の願意相叶うたる御禮として、且つ御暇乞としての參内の模様は、兼見卿記に詳しく掲げてある。

御禮參内

十八日(九月)乙亥、太閤御參内治定の由申來也。急出頭、侍従同前、今日院御所當番也。侍従直祇候了。午刻太閤御參、萬丈白鳥之女御御小袖一重、准后同前長橋局同前新典侍同前太閤鬼間御休息、於儀仗所一御對面、攝家、九條殿、二條殿、一條殿、近衛殿、即御相伴也。家康御息新中納言、金五、

秀吉の宸慮に對する奉仕

三郎殿、菊亭殿、各御相伴、三献の御祝儀也。御トヲリ在之。前田孫一郎、池田、伊ノ侍従、家康衆也。三献終而主上入御、太閤御退出、女御へ御參、暫御座。太閤別而御氣嫌、大御酒、御謠、順々舞曲等在之云云。次院御所へ御參、攝家各同前、三献の御祝儀、次御トヲリ、最前の衆參候。次御退出、太閤御沈醉也。還御御乘輿。(以下略)  
以上を一讀すれば、如何に秀吉が至尊及び上皇に對し奉り、其の宸慮を慰め奉る可く奉仕したかを、想像するに餘りありだ。斯くて秀吉は、其の後髪は跡に引かれつゝも、名護屋に還つた。



### 第二十章 遊撃戰と玉浦唐浦海戰

#### 【九二】遊撃戰

外事意思

國外に於ける意思

第一朝鮮の抗入明抵抗

凡そ人事程、意思外のものはあるまい。天公は意地悪しくも、能く人間の豫定計畫を裏切るものだ。秀吉は七月には、堂々と朝鮮京城に乗り込んで居る可きに、却て名護屋より倉皇老母の病報に接して、歸洛した。秀吉は北京城裡に於て、九月節句の賀を受く可く豫期したるに、却て京阪の間を彷徨し、正親町上皇、後陽成天皇の御引留運動を、都合善く解決す可く苦心した。併し此れは單に國內の事に過ぎぬ、國外の事に就ても、亦た此れよりも甚だしきものがあつた。今ま試みに其の重なる數點を擧ぐるであらう。

(第一)は、朝鮮の入明抵抗だ。秀吉は行長、義智より欺かれ、朝鮮國王は全く己に服従したものと信じて居た。されば朝鮮國王は、自から進んで明國打入の案内者たらざる迄も、決して日本兵に抵抗す可きものとは、考へて居なかつた。然るに案外にも、其の豫想は裏切れた。但だ此れと同時に裏切られたのは、朝鮮軍が抵抗はしても、其の餘りに薄弱なることであつた。即ち朝鮮軍は、釜山より京城迄、殆んど戰爭らしき戰爭を爲さなかつた。或る意味に於ては、抵抗はしても、殆んど無抵抗と大差なかつた。されば此の一項は、先づ乗除して然る可しだ。

第二内鮮の第一視の違算

朝鮮暴民蜂起

(第二)は、朝鮮を内地同様に見た事だ。此れは秀吉の大規模、大度量、大抱負の現象として、或は讚美す可きであらう。併し軍事上に於ては、此の内鮮一視は、確に違算であつた。内地に於ては、日本人が日本人と戦ふものであれば、一たび其の城を取り、其の城主を—或は降らしめ、或は殺し—片附くれば、其の土地の人民は、其の儘服従するは、自然の結果であつた。乃ち秀吉は、此の經驗を朝鮮にも應用せんとした。然るに朝鮮は朝鮮で、内地同様には參らぬのだ。朝鮮國民が、當時の李朝に幾許の勤王心を有したかは、揣



摩の限りでない。併しながら彼等は日本人に對して、決して好意を持たなかつた。此に於て所謂遊撃戰は隨處に蜂起した。英國が南阿戰爭の下半に於て、其の最も困弊したのは、此の遊撃戰であつた。此れと同様に、我が在朝鮮の軍隊も、此の遊撃戰には閉口した。朝鮮人は兵と云はず、民と云はず、正々堂々と戰爭をするてなくして、我が不意に乗じて、或は藪の内より箭を發ち、或は林の蔭、溪間の中より突出して、屢ば日本軍を惱ました。

かたはし／＼では、日本人往還射半弓一候て、射殺申候。又番舟等歴々かけ置、日本船を燒破、人をも殺申候。

〔天正廿年六月八日附安國寺惠瓊釜山浦發書狀の一節〕

兵站線維持困難

地方戰

斯る次第であるから、我が兵站線を維持するにも、頗る困難であり、是れが爲めに多數の兵を要した。今ま試みに戰爭の初期に於ける、各地の所謂地方戰とも云ふべきものを擧ぐれば、

全羅道には、所謂勤王の師起り、全州、嶺湖、牛背峴、馬嶺等に屯した。

全羅道巡察使李洸、慶尙道巡察使金暉、忠清道巡察使尹國馨、三道の兵五萬を率ゐて、龍仁に屯し、日本軍の壘を、北斗門上に攻め、敗れ走つた。

元豪、及び府使邊應星等、驪州、龜尾浦、及び馬灘に戰ふ。

牧使金梯甲、雉岳に戰ひ、之に死す。

星州の兵、江津の日本營を攻め、敗走す。

慶尙道の兵、醴泉山に敗る。

右は天正二十年六月迄の事だ。七月に入りては、

府使高敬命等、我が錦山の營を襲て克たず、走り死す。節制度權慄等、日本

軍を熊嶺に禦ぎ、又潰ゆ。

郭再祐、鼎津に至り、日本軍と相持す。

等の事があつた。以上は其の一斑を掲げたるに過ぎぬが、大小の遊撃戰は、隨處にあつた。此れは秀吉には、全く意想外の事であつた。



第三朝鮮水軍の優勢

(第三)は、朝鮮の水軍が、案外に優勢であつて、我が水軍を悩ました事だ。是れは日本に取りて、大なる違算であつて、秀吉の海外經略、失敗の一事は、恐らくは此の陥缺に基するものと、云はねばなるまい。此の事に就ては、尙ほ詳かに叙述す可き必要がある。

第四明兵來援

(第四)は、秀吉が明兵の來援を、豫期しなかつた事だ。秀吉は明は長袖國で、とても朝鮮迄兵を出だす杯の元氣はなく、日本軍は單騎長驅、直ちに北京を衝き得るものと思つて居た。是れが又た彼の大違算の一であつた。

これ成功中毒の爲か

平生事に臨んで恐れ、一重にて足らず、二重にも、三重にも考へて事を爲す秀吉が、海外經略の大事業に限りて、杜撰、孟浪の極を盡したのは、如何にも奇怪千萬であるが、此れは其の周圍の者に誤られたのと、晩年潰蕩の氣分となつたのと、而して其の最大原因は、成功中毒の結果であつたらう。

【九三】 日本の船舶

最大違算

秀吉の違算の最大なる一は、實に朝鮮の水軍を無視したのにあつた。従つて我が水軍の準備の不充分なるにあつた。信長、秀吉の海内統一以來、中央の政權は日本の四隅に及んで、和寇の如きも、全く其の跡を絶つに至つた。支那に於て和寇の熄んだのは、嘉靖四十三年であつた。(異稱日本傳)即ち我が永祿七年で、信長勃興の初期だ。爾來秀吉は、特に嚴科を以て、海寇を杜絶せしめた。此れと同時に日本の航海術が退歩したのも、勢ひ止むを得ぬ次第であつた。

水軍輕視

秀吉は日本に於ける、あらゆる諸藝、諸術を發展せしめた。然るに獨り航海の一事に於て、其の效果の見る可きものなかつたのは、何故であつた乎。彼は一生の間に於て、殆んど朝鮮役を除き、水軍の必要を感じなかつた。信長時代には本願寺との交戦中、織田氏の水軍が、毛利氏の水軍と、攝海に於て戦うた以來、九州役にも、關東役にも、關東役にも、若干は使用したが、ほんの間に合せのもので



あつた。されば彼が海外、經略に際して、第一に必要を感じたのは、船舶であつた。是れ彼が耶蘇會の宣教師を介して、葡萄牙より大船巨舶を得んと企てた所以であつた。然も意の如くならなかつたから、兎も角も九鬼嘉隆等をして、其の事に當らしめた。併し彼は敵側の水軍が、如何なる程度であるかを、深く注意しなかつた。彼の必要としたのは、我が海上に於ける運輸交通の便宜の爲め、且つ其の線路を保護する丈のものであつた。敢て我が水軍を無視したとは云はぬが、輕視したに相違ない。

日本造船術の拙

元來日本は海國でありながら、造船術は、支那に比して、頗る拙劣であつた。此れは何故であつた乎、鎌倉時代將軍實朝が、入宋を企てたる際にも、宋人陳和卿をして、船を造らしめた。和寇の如きも、其の暴威を逞うしたのは、陸上であつた。彼等は海寇と云ふも、其の實は海を超え來れる陸寇であつた。偶々海上に縦横する和寇は、和寇に擬したる支那人乎、然らざれば、日本人、支那人の合同であつた。而して和寇の船舶も、其の一半は、支那人から供給せられた。

日本支那船舶比較

日本の船舶と、支那の船舶との比較は、茅元儀の武備志にも、左の如く陳べて居る。

日本造船與中國異、必用大木、取方相思合縫。不使鐵釘、惟聯鐵片、不使麻筋桐油、惟以草塞罅漏而已。(名短木草、費功甚多、費財甚大。非大量、未易造也。凡寇中國者、皆其島貧人、向來所傳倭國造船千百隻、皆虛誑耳。其大者容三百人、中者一二百人、小者四五十人、或七八十人。其形卑隘、遇巨艦難於仰攻、苦於犁沈。故廣福船皆其所畏而、廣船旁陡如垣、尤其所畏者也。其底平不能破浪、其布帆懸於桅之正中、不似中國之偏、桅機常活、不似中國之定。惟使順風、若遇無風逆風、皆倒桅盪槽、不能轉舵。故倭船過洋、非月餘不可。今若易然者、乃福浙奸民、買舟於外海、貼造重底、渡之而來。其船底尖能破浪、不畏橫風、團風、行使便易、數日即至也。



右譯文

日本の船を造るは中國と異なり、必ず大木を用ゐ、方を取りて相思合縫す。鐵釘を使はず、惟だ鐵片を聯ね、麻筋桐油を使はずして、惟だ草を以て罅漏を塞ぐのみ。(短本草と名く)費功甚だ多く、財を費すと甚だ大なり。大力量に非ざれば、未だ造り易からざるなり。凡そ中國に寇するもの、皆其の島の貧人、向來傳ふる所倭國船千百隻を造ると、皆虛誑のみ。其の大は三百人を容れ、中者一二百人、小者四五十人、或は七八十人。其の形卑隘、巨艦に遇へば仰ぎ攻むるに難く、犁沈に苦む。故に廣福船は皆其の畏るゝ所にして、廣船旁陡垣の如く、尤も其の畏るゝ所のものなり。其の底平にして浪を破る能はず、其の布帆の桅の正中に懸れるは、中國の偏せるに似ず、桅機の常に活けるは、中國の定まれるに似ず。惟だ順風を使ふ。若し無風逆風に遇はゞ、皆桅を倒し櫓を盪ひ、轉舵する能はず。故に倭船の洋を過ぐる、月餘に非ざれば可ならず。今ま易きが若く然るものは、乃ち福浙の奸民、舟を外海に買ひ、

重底を貼造し、之を渡りて來る。其の船底尖りて能く浪を破り、横風翻風を畏れず、行使便易、數日にして即ち至るなり。

玩具と相違

乃ち日本船は船其の物が、脆弱であつた。唯だ木と木とを縫ひ合せ、それに鐵片を嵌むるのみで、少しく風浪に逢へば、乍ち解體する危険があつた。而して其の底は扁平で、其の船體は低く、狭く、然も唯だ正面の眞帆のみにて、順風以外には、風を使用し得なかつた。之を支那船の廣高、頑丈にして城の如き船體と、其の底は尖りて、風浪を破るに堪へ、其の帆は片帆、眞帆、如何なる風にても、勝手に利用し得るものと比較すれば、殆んど玩具と、實物との相違があつた。而して此の比例は、若干の割引もて、日本船と朝鮮船との間にも、應用することが能うた。

秀吉細心の注意の要

右の次第であれば、秀吉が諸軍の渡海に際し、能々順風を見計うて解纜せよ、又た島傳ひに航進せよと、再三再四戒諭したのは、決して老婆心でなく、日本



の船舶として、固より斯く細心の注意を必要としたからの事であつた。

【九四】水軍朝鮮に向ふ

秀吉水軍の總數

抑も此の役に於ける秀吉水軍の總數は、幾許なりし乎。太田牛一の天正記に據れば、左の如くである。

朝鮮國舟手の勢

- 千五百人 九鬼大隅守 (嘉隆)
- 二千人 藤堂佐渡守 (高虎)
- 千五百人 脇坂中書 (安治)
- 七百五十人 賀(加)藤左馬介 (嘉明)
- 七百人 來島兄弟 (康親及其弟)

征討軍總數との比較

- 二百五十人 菅野平右衛門 (正影)
- 千人 桑山藤太 (重勝)
- 千人 同 小傳次
- 八百五十人 堀内安房守 (氏善)
- 六百五十人 杉若傳三郎
- 以上九千二百人

其諸將士

とある。以上は豫じめ海外經略準備の際の軍配であつた乎。將た戰鬪開始後の實際に就て、記載したのである乎。何れにしても、秀吉の所謂る水軍なるものは、其の人數より云へば、海外征討軍の約二十分の一程のものであらう。彼等は概して、勇將であつたに相違ない。併し何れかと云へば、九鬼嘉隆とか、來島兄弟とか、其の他數者を除けば、概して陸上の勇將であつた。別言すれば、脇坂、藤堂、加藤嘉明等、何れも陸上の功名手柄者ではあつたが、海戰の經驗は、皆



無と云はざる迄も、僅少であつた。云はゞ彼等は、速急製造の海軍將校で、宛も虎を水に放つた様なものであつた。即ち彼等の多くは山船頭であつた。されば彼等は、一人駈の勇氣に於ては、何者にも後れを取らなかつたが、艦隊の操縦の如きは、決して其の得意ではなかつた。要するに船も、人も、器械も、決して優勢では無かつた。

水軍進出

加徳島の戦

彼等は七百餘艘の兵船を率ゐ、肥前名護屋を發し、壹岐の勝本、對馬の嚴原、及び大浦を経て、天正二十年四月二十七日、朝鮮の西岸釜山浦に著した。此れより朝鮮の西南岸を廻り、陸軍と連絡を保ちつゝ、海陸相應じて、北進せんとした。乃ち兵船を數隊に分ち、釜山を發し、南岸に沿うて進航し、初めて慶尙道右水使元均を、加徳島の近海に於て潰走せしめた。

初賊兵一路向ニ巨濟、慶尙右水使元均、令ニ虞侯守營、馳到ニ白川寺、見ニ我國(朝鮮)漁船、以爲ニ賊艘、蒼黃退ニ露梁。虞侯聞之、督出ニ城中老弱、死者甚衆、一島之師望レ風皆潰。南海縣令奇孝謹焚ニ倉庫而走、均聞ニ賊連陷ニ諸城、

引ニ舟師一向ニ加徳、見ニ賊船蔽レ海、遂退還。諸將亦稍々散去。(燃黎室記述)

右譯文

初め賊兵一路巨濟に向ふ、慶尙右水使元均、虞侯をして營を守らしめ、馳せて白川寺に到り、我國(朝鮮)の漁船を見て、以て賊艘と爲し、蒼黃として露梁に退く。虞侯之を聞き、督して城中の老弱を出す、死するもの甚だ衆し、一島の師風を望みて皆潰ゆ。南海縣令奇孝謹倉庫を焚きて走る、均賊の連りに諸城を陥るを聞き、舟師を引て加徳に向ふ、賊船海を蔽へるを見、遂に退き還る。諸將亦た稍々散去る。

元均潰走

朝鮮人の臆病風を喫したるや、自國の漁舟を見て、日本の戰船と做し、先づ自から潰走した。是れが爲めに、慶尙道右水使元均をして、戦ふに違あらず、亦た自から潰走せしめた。

初賊既登陸。均見ニ賊勢大、不敢出撃、悉沈ニ其戰艦百餘艘及火砲軍器於海



中、獨與ニ手下裨將李英男、李雲龍等、乘ニ四船、奔至ニ昆陽海口、欲ニ下陸避賊。於是水軍萬餘人皆潰。〔懲忠錄〕

右譯文

初め賊既に陸に登る。均賊勢の大なるを見、敢て出撃せず、悉く其の戦艦百餘艘及び火砲軍器を海中に沈め、獨り手下の裨將李英男、李雲龍等と與に、四船に乘じ、奔りて昆陽海口に至り、陸を下りて賊を避けんと欲す。是に於て水軍萬餘人皆潰ゆ。

李舜臣に  
求援

是に於て元均は、其の部下の諫を容れ、李舜臣に向つて、援を求めた。

英男諫曰、公受命爲ニ水軍節度使、今棄軍下陸、後日朝廷按罪、何以自解、不<sub>レ</sub>如請ニ兵於全羅道、與賊一戦、不<sub>レ</sub>勝然後逃未<sub>レ</sub>晚也。均然<sub>レ</sub>之、使<sub>下</sub>英男往<sub>ニ</sub>舜臣<sub>一</sub>請<sub>ニ</sub>援<sub>一</sub>、舜臣辭以下各有<sub>ニ</sub>分界<sub>一</sub>、非<sub>ニ</sub>朝廷之命<sub>一</sub>、豈宜擅自越境。均又使<sub>ニ</sub>英男往<sub>一</sub>請。凡往返至<sub>ニ</sub>五六<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>已。每<sub>ニ</sub>英男回<sub>一</sub>、均坐<sub>ニ</sub>船頭<sub>一</sub>、望見痛哭。〔懲忠錄〕

右譯文

英男諫めて曰く、公命を受けて水軍節度使と爲る、今軍を棄て陸に下らば、後日朝廷罪を按せば、何を以て自ら解せん、如かず兵を全羅道に請ひ、賊と與に一戦せんには、勝たずして然して後ち逃るゝも未だ晚からざるなりと。均之を然りとし、英男をして舜臣に往て援を請はしむ、舜臣辭するに各分界あり、朝廷の命に非ざれば、豈擅に自ら境を越ゆべけんやと云ふを以てす。均又た英男をして往て請はしむ。凡そ往返五六に至りて已まず。英男の回る毎に、均船頭に坐し、望見痛哭す。

舜臣容易  
に出でず

右の如く李舜臣は、元均の使者の五六反するにも拘らず、容易に出で來らなかつた。尙ほ『燃黎室記述』には左の如くある。

均遂與ニ雲龍(李雲龍)等、退在ニ露梁、賊兵跟追而至。時全羅左水使李舜臣、右水使李億祺、舟師在ニ全羅左水營前洋。雲龍請<sub>レ</sub>求<sub>ニ</sub>救<sub>一</sub>於舜臣、即以<sub>ニ</sub>單舸<sub>一</sub>馳



赴日、賊兵已滿、於泗川南海之洋、諸鎮瓦解、水使均力不能支、願乞全師、勦其先鋒、不然禍且及於湖南矣。舜臣等憮然相顧。光陽監縣魚泳潭、見其推托不決、奮然大言曰、嶺南獨非王土、倭非國族一耶。嶺南諸鎮盡陷、只數船泊我境、匪茹之賊在其後矣。我以一道完師、恕視請援、坐致嶺海之敗、可乎。諸將疾視之、舜臣沈思不答。

右譯文

均遂に雲龍(李雲龍)等と與に、退て露梁に在り、賊兵跟追して至る。時に全羅左水使李舜臣、右水使李億祺、舟師全羅左水營の前洋に在り。雲龍救を舜臣に求めんことを請ひ、即ち單舸を以て馳せ赴て曰く、賊兵已に泗川南海の洋に滿ち、諸鎮瓦解す、水使均力支ふる能はず、願くは全師に乞うて、其の先鋒を勦さんことを、然らずんば禍ひ且に湖南に及ばんと。舜臣等憮然として相顧みる。光陽監縣魚泳潭、其の推托決せざるを見、奮然大言して曰く、嶺南は獨り王土に非ず、倭は國賊に非ずや。嶺南諸鎮盡く陥り、只數船我

が境に泊す、茹られざるの賊其の後に在り。我れ一道の完師を以て、請援を愼視し、坐がら嶺海の敗を致して可ならんやと。諸將疾之を視る、舜臣沈思して答へず。

舜臣の出でざる理由如何

と。何れにしても李舜臣は、容易に元均の請援に應じなかつた。彼は何故に、斯く其の腰を擧ぐる事が、重かつたのである乎。其の勝算の未だ定らなかつた爲め乎、將た他に思ふ所あつた乎。

【九五】 玉浦の海戦

舜臣出づ

李舜臣も、外には元均の切なる依頼あり、内には部將魚泳潭等の意見あり、是に於て愈よ意を決し。水路を熟知したるの故を以て、魚泳潭を先鋒とし、水路の



船舜臣の龜

嚮導を爲さしめ、龜船の將申汝良を斥候とし、順天府使權俊、加里僉使具思稷を中衛左右の將とし、五月四日右水使李億祺と與に、板屋船二十四隻、挾板船十五隻、鮑作船四十六隻を領して、海を下り、唐浦前洋に出た。元均は同月六日、單舸を馳せて之に會した。

李舜臣は曾て創意して、龜船を作つた。其の制作たるや、船上に板を鋪いて、龜甲の狀をなし、其の背上に十字の細路を設け、人の通行を容るし、其餘は刀錐を列ね挿む。前に龍頭を作りて、口を銃穴となし、後を龜尾と爲して、尾下に又た銃穴をなす。左右各銃穴六個あり。戰士、擢夫、皆な船内に藏れ、四面砲を發し、進退縱横捷速飛ぶが如く、戰時編茅を覆ひ、錐刀をして露はれざらしめ、敵超登すれば即ち錐刀に陥る。掩圍すれば即ち火銃齊しく發す。敵船中に横行して、自から損する所なくして、向ふ所皆な披靡す。(燃黎室記述)とあるが、果して此程の効能があつた乎、否乎は、保證の限りでないが。然も其の日本水軍に對して、一種の威嚇であり、日本水軍に取りて、一種の恐怖であつたことは、相違あるまい。

舜臣の戰  
圖準備

つたことは、相違あるまい。

李舜臣等は、其の艦隊を連ね、巨濟島—所謂る日本水軍の唐島—松未浦の前洋に至り碇泊し、五月七日の拂曉に、船を發して日本軍留泊の天城加徳島に向うた。正午に玉浦の前洋に至つたが、斥候船より合圖をなし、日本船の在ることを知らしめ、愈よ戰鬪準備をした。

更筋諸將勿令妄動、靜重如山事、傳令後、同浦洋中、整列齊進。則倭船五十餘艘、分泊玉浦船滄。大船四面圍張、畫綵雜文。帳邊列挿竹竿、亂懸紅白小旗。旗形如幡如幢、皆用文綵、隨風飄轉。望眼眩擾。

〔李舜臣玉浦破倭兵狀〕

右譯文

更に諸將をして妄動せしむることなく、靜重山の如くなる事を筋め、傳令の後ち、同浦洋中に、整列齊しく進む。則ち倭船五十餘艘、玉浦の船滄に分泊す。大船四面圍張し、綵を畫き文を雜ふ。帳邊に竹竿を列挿し、紅白の小旗を亂



懸す。旗形幡の如く幢の如く、皆文綃を用ひ、風に隨て飄轉す。望めば眼眩擾す。

日本水軍の陣形

如何にも日本水軍の堂々たる模様が、眼前に髣髴する。此の旗艦に坐乗したのは、云ふ迄もなく藤堂高虎であつた。

賊徒入同浦焚蕩、烟氣遍山、顧我軍船、顛仆蒼皇、各奔乗船、呼噪促櫓、不由中央、緣岸行舟。六隻先鋒遁出。臣所率諸將等、一心憤發、咸盡死力。舟中吏士亦效其意、奮勵激切、以死爲期。東西衝抱、放砲射矢、急如風雷。賊亦放丸射矢、及其力盡、以其舟中所載之物、投水、不暇逢箭者、不知其數、游泳者亦不知其幾、一時潰散、攀上巖崖、猶恐居後。〔同上〕

右譯文

賊徒同浦に入りて焚蕩し、烟氣山に遍し、我が軍船を顧みて、顛仆蒼皇、各

奔りて船に乗じ、呼噪櫓を促し、中央に由らず、岸に緣りて舟を行る。六隻の先鋒遁れ出づ。臣が率ゐる所の諸將等、一心憤發して、咸な死力を盡す。舟中の吏士亦た其の意を效し、奮勵激切、死を以て期と爲す。東西衝抱し、砲を放ち矢を射る、急なること風雷の如し。賊も亦た丸を放ち矢を射て、其の力盡くるに及び、其の舟中載する所の物を以て、水に投じ、逢箭に暇あらざるもの、其の數を知らず、游泳するもの亦た其の幾なるを知らず、一時に潰散して、攀ちて巖崖に上り、猶ほ後に居るを恐る。

舜臣の戦功申立と朝鮮側有利

右は李舜臣が、其の戦功を申立たる啓なれば、固より若干の割引を必要とするも、大體に於ては、此の海戦は、朝鮮側に於て有利であつたらしく思はる。尙ほ右の戦鬪に關する李舜臣の注進狀中に、左の一節がある。

凡倭人紅甲鐵甲、各色鐵頭、口角鬣縱橫。至如鐵廣大金冠、金羽、金錘羽衣、羽箒、螺角等、奇形異狀、極侈極奢、如鬼如獸、見之者、莫不



驚神。毀城諸機、如大鐵釘、沙索等物、亦甚兇恠。(同上)

右譯文

凡倭人は紅甲鐵甲、各色の鐵頭、口角の鬣縦横なり。鐵廣大金冠、金羽、金鉦羽衣、羽箒、螺角等の如きに至りては、奇形異狀、侈を極め奢を極め、鬼の如く獸の如く、之を見るもの、神を驚かさざる無し。毀城の諸機、大鐵釘、沙索等の如き物は、亦た甚だ兇恠なり。

朝鮮人の恐れ

甲冑を用ひず

日本の緋緘の冑、鍬形の兜、頬當、鍔の類の如き、朝鮮人の目より見れば、固より奇々怪々の看をなしたであらう。氣の弱き朝鮮人等は、之を一見した計りで、既に氣死したであらう。併し朝鮮陣の際には、從來の甲冑の如きは、既に實用には餘りに供せられなかつた様だ。

毛利輝元、與ニ毛利秀包、吉川廣家、及安國寺惠瓊等、繼渡次ニ于星州。輝元軍三萬餘人、齊建ニ黒中印章旗、令ニ其銃卒ニ無著ニ甲冑、以便ニ於行走彈擊。輝元

始行ニ大軍、監軍或危レ之。及見ニ整列張陣、皆知ニ其達ニ兵意。(豊太閤征外新史)

右譯文

毛利輝元、毛利秀包、吉川廣家、及び安國寺惠瓊等と與に、續て渡りて星州に次す。輝元の軍三萬餘人、齊しく黒中印章旗を建て、其の銃卒をして甲冑を著くる無からしめ、以て行走彈擊に便せしむ。輝元始めて大軍を行る、監軍或は之を危む。整列陣を張るを見るに及び、皆其の兵意に達するを知る。

甲冑の不便

兵士が甲冑を著けなかつたのは、恐らくは毛利輝元の軍のみではなかつたであらう。鐵砲が殆んど主一の武器となつた以後に於て、重き甲冑を著けては、其の動作の不便。到底辛抱し難きものがあつたらう。



【九六】 唐浦の海戦 (一)

舜臣露梁洋に出づ

李舜臣側の主張によれば、玉浦の海戦にて、日本船四十餘を焚滅したと云ふことだ。「李忠武公全書」然も日本水軍は、固より此の一戦を事ともせず、更らに釜山を出て、巨濟島以西を襲ひ、漸く水陸並進の目的を達せんとした。此に於て李舜臣は、全羅道右水使李億祺と力を戮せ、其の西上を遮る可く、六月三日を以て其の期とした。然るに舜臣は、五月廿七日、慶尙道右水使元均の關内に至れば、日本船十餘隻は已に泗川、昆陽等の地に迫り、元均は舟を南の海境露梁に移し去つた。此に於て彼は其の期に先ち、五月廿九日、戰船二十三隻を率ゐ、直ちに露梁洋中に出た。元均も亦た三隻の戰船を率ゐて來り會した。

望見泗川船滄、則一山透迤七八里許、形勢峻嶮處、賊倭無慮四百餘名。長蛇結陣、亂挿紅白旗、駭眩人目。陣内最高山巔、別設帳幕、往來紛然、似聽指揮。倭船狀如樓閣者十二隻、列泊岸下、結陣之倭、俯視揮劍、

掲示陵轢。「唐浦破倭兵一狀」

右譯文

泗川船滄を望見すれば、則ち一山透迤として七八里許り、形勢峻嶮の處、賊倭無慮四百餘名。長蛇に陣を結び、紅白の旗を亂挿し、人目を駭眩す。陣内最も高さ山巔に、別に帳幕を設け、往來紛然として、指揮を聽くに似たり。倭船の狀は樓閣の如きもの十二隻、岸下に列泊し、陣を結ぶの倭、俯視して劍を揮ひ、陵轢を掲示す。

日本軍雄壯睹る如

如何にも日本軍の、雄壯なる有様が、目に見る様だ。此の優勢なる敵に對して、李舜臣は如何に戦うた乎。

諸船齊進其下、欲爲發射、則矢力未及、欲焚其船、則潮水已退。板屋大船、容易直衝不得。加之、以彼高我低地形不利、日又向暮。「同上」



右譯文

諸船齊しく其の下に進み、發射を爲さんと欲すれば、則ち矢の力未だ及ばず、其の船を焚かんと欲すれば、則ち潮水已に退けり。板屋の大船容易く直に衝くを得ず。之に加ふるに、彼れ高く我れ低く地形の不利を以てし、日又た暮に向ふ。

舜臣日本軍誘出

斯る次第なれば、詭計を以て日本水軍を透ひ出すの他はない。

臣(舜臣)與諸將約曰、彼敵極有慢侮之態、我若伴退而去、則必乘船與我相戰。我當引出中流合擊、此甚良策。申約後回船。(同上)

右譯文

臣(舜臣)諸將と約して曰く、彼の敵極めて慢侮の態あり、我れ若し伴り、退きて去らば、則ち必ず船に乗じて我と與に相戦はん。我れ當に引きて中流に出て合撃すべし、此れ甚だ良策なりと。申約の後船を回す。

畏に懼る

如何にも良策だ。日本水軍は、果して此の畏に懼つた。

未一里、賊倭二百餘名、自陣下來。爲半守船、半餘屯聚岸下、放砲踊躍。若不與戰、則反示弱。汐水將至、漸司容船。(同上)

右譯文

未だ一里ならざるに、賊倭二百餘名、陣より下り來る。爲に半は船を守り、半餘は岸下に屯聚し、砲を放ちて踊躍す。若し與に戦はざれば、則ち反て弱を示さん。汐水將に至らんとす、漸司船を容る。

舜臣進撃

此に於て舜臣は、彼の獨特の龜船を用ひて進撃した。此れは李舜臣に於て、一大得意の項であつた。

故臣嘗慮、島夷之變、別制龜船。船前設龍頭口、放大砲。背植鐵尖、內能窺外、外不能窺內。雖賊船數百之中、可突入放砲。今行以爲突擊、將所騎、而先令下龜船、突進賊船中、先放天地玄黃各樣銃筒。(同上)



右譯文

故に臣嘗て島夷の變を慮り、別に龜船を制す。船前に龍頭口を設け、大砲を放つ。背に鐵尖を植て、内能く外を窺ふも、外内を窺ふ能はず。賊船數百の中と雖も、以て突入して砲を放つべし。今ま行て以て突撃を爲し、所騎を將ゐて、先づ龜船をして、賊船の中に突進し、先づ天地玄黄各様の銃筒を放たしむ。

日本軍應戰

果然日本軍亦た應戰した。

則山上、岸下、守船三屯之倭、亦放鐵丸、亂發如雨。間或我國人相雜發射。臣(舜臣)益增憤勵、促櫓先登直擣其船、則諸將一時雲集、鐵丸、長片箭、皮翎箭、火箭、天地字銃筒等、發如風雨。各盡其力、聲振天地。(同上)

右譯文

則ち山上、岸下、守船三屯の倭、亦た鐵丸を放ち、亂發雨の如し。間或は我が國人相雜りて發射す。臣(李舜臣)益増憤勵し、櫓を促がし、先登直に其の船を擣げば、則ち諸將一時に雲集し、鐵丸、長片箭、皮翎箭、火箭、天地字銃筒等、發すること風雨の如し。各其の力を盡し、聲天地に振ふ。

兩軍交綏

此れにて見れば、如何にも激戰の様であつた。然も交綏し、李舜臣は夜に乘じて船を回らし、泗川地毛自郎浦に碇泊した。

戰時賊之鐵丸、中ニ臣之左肩、貫ニ于背。而不至ニ重傷。(同上)

右譯文

戰時賊の鐵丸、臣の左肩に中り、背を貫く。而かも重傷に至らず。

舜臣銃丸に中る

と云へば、舜臣も此の戰に鐵砲丸を喰つたのだ。

廿九日公(李舜臣)夢ニ白頭翁、蹴レ公曰、起起賊來矣。公起即領ニ諸將、進至ニ露



梁、則賊果來矣。見公退走、追至泗川、燒破十三隻。賊被箭溺水者百數。是日公亦中丸、貫左肩、至于背、流血至踵。公猶不釋弓矢、終日督戰。戰罷、使以下刀尖、割肉出丸、深入數寸。軍中始知之、莫不驚駭。而公談笑自若。〔李忠武公全書〕

右譯文

廿九日公(李舜臣)白頭翁を夢む、公を蹴て曰く、起て起て賊來れりと。公起て即ち諸將を領し、進みて露梁に至れば、即ち賊果して來れり。公を見て退走す、追て泗川に至り、十三隻を燒破す。賊箭を被り水に溺るゝもの百數。是の日公も亦た丸に中り、左肩を貫き背に至り、流血踵に至る。公猶ほ弓矢を釋てずして、終日督戰す。戰罷み、刀尖を以て、肉を割き丸を出さしむ、深く入ること數寸。軍中始めて之を知り、驚駭せざるは莫し。而かも公談笑自若たり。

舜臣は海  
戦の天才

此れは李舜臣の従子正郎芬が記したる、行録中の一節で、如何にも小説らしき話であるが。何れにしても李舜臣が、身を忘れて督戰した丈は、其の戰爭の効果より見ても、争ふ可きものはない様だ。彼は確に海戦に就ては、非凡の天才であり、且つ其の自信力を有して居た。

戦闘再開

却説、六月一日の午時には、船を蛇梁洋中に止め休養し、二日に亦た戦闘を開始した。

初二日辰時、聞賊船駐泊唐浦船滄、巳時直到同處。則倭賊無慮三百餘名、爲半入城、焚蕩、又多城外據險、俱放鐵丸。倭船大如板屋者九隻、中小船並十二隻、分泊船滄。其中層樓一大船上、斗起高可三四丈、外垂紅羅帳、帳之四面、大書黃字。中有倭將、前立紅蓋、略無畏怖。故先使龜船直衝層樓船下、以龍口仰放玄字鐵丸。又放天地字大將軍箭、撞破其船。在後諸船、交發丸箭。(同上)



右譯文

初二日辰時、賊船の唐浦船滄に駐泊せるを聞き、巳時直に同處に到る。即ち倭賊無慮三百餘名、半は入城せるが爲に焚蕩し、又た多く城外險に據りて、俱に鐵丸を放つ。倭船大なること板屋の如きもの九隻、中小船並に十二隻、船滄に分泊す。其中層樓の一大船上、斗起して高さ三四丈ばかり、外に紅羅帳を垂れ、帳の四面、黃字を大書す。中に倭將あり、前に紅蓋を立て、略ぼ畏怖する無し。故に先づ龜船をして直に層樓船下を衝かしめ、龍口を以て仰て玄字の鐵丸を放つ。又た天地字の大將軍の箭を放ち、其の船を撞破す。後に在るの諸船、交も丸箭を發す。

日本軍概して不利

此の接戦には、確に龜船が、十二分に其の効用を發揮した様だ。併し以上は何れも李舜臣が、自畫自讚の注進狀に據つたものであれば、日本水軍側より云はしめたら、定めて相當の申分があらう。但だ日本水軍は、概して不利であつた爲めに、其の詳細なる報告書が傳はつて居ないのが、遺憾である。

【九七】唐浦の海戦 (二)

再び唐浦戦況

唐浦の戦況は、尙ほ又た李舜臣の自から誌したる亂中日記に、極めて其の要領を得て居る。

二十九日(五月)戊戌晴。右水使(李億祺)不來、獨率諸將、曉直到露梁、則慶尙右水使來會。問賊所泊處、即賊在泗川船滄云。故直至其處、倭人已爲下陸、結陣峰上、列泊其船于峰下、拒戰甚固。余督令諸將一時馳突、射矢如雨、放各樣銃筒、亂如風雷。賊徒畏退、逢箭者不知幾百。數多斬倭頭、焚滅十三隻。軍官羅大用中丸、余亦左肩上中丸、貫于背、不重傷。

六月初一日、己亥晴。蛇梁後洋結陣經夜。初二日、庚子晴。朝發直到唐浦前船滄、則賊船二十餘隻列泊、回權相戰。大船一隻、大如我國板屋船、船上粧樓高可二丈、閣下一倭將巍坐不動。以



片箭及大中勝字銃筒、如レ雨亂射、一倭將中レ箭墜落。諸倭一時驚散、諸將卒一時攢射、逢レ箭顛仆者、不知ニ其數、盡殲無レ餘。俄而倭大船二十餘、自ニ釜山ニ列海入來、望ニ見我師、奔入ニ介島。〔亂中日記〕

右譯文

二十九日(五月)戊戌晴。右水使(李億祺)來らず、獨り諸將を率ゐて。曉直に露梁に到れば、則ち慶尙右水使來り會す。賊の泊せる處を問へば、則ち賊は泗川船滄に在りと云ふ。故に直に其の處に至れば、倭人已に爲に陸に下り、陣を峰上に結び、其の船を峰下に列泊して、拒戦甚だ固し。余督して諸將をして一時馳突せしむ、矢を射る雨の如く、各様の銃筒を放ち、亂れて風雷の如し。賊徒畏れ退き、箭に逢ふもの幾百なるを知らず。數多倭頭を斬り、十三隻を焚滅す。軍官羅大用丸に中る、余も亦た左肩上に丸に中りて、背に貫くも、重傷に至らず。六月初一日、己亥晴。蛇梁後洋に陣を結びて夜を經たり。

初二日、庚子晴。朝發して直に唐浦前の船滄に至れば、即ち賊船二十餘隻列泊し、櫂を回らして相戦ふ。大船一隻、大さ我國の板屋船の如く、船上の粧樓高さ二丈ばかり、閣下の一倭將巍坐して動かす。片箭及び大中勝字の銃筒を以て、雨の如く亂射す、一倭將箭に中りて墜落す。諸倭一時に驚散し、諸將卒一時に攢射すれば、箭に逢うて顛仆するもの、其の數を知らず、盡く殲して餘す無し。俄にして倭の大船二十餘、釜山より海に列して入り來る、我が師を望見し、奔りて介島に入る。

三日以後  
戦況

以上は、既掲の注進狀の文句と對照すれば、彌よ其の戦況が明白となる。尙ほ三日以降の事は、左の通りだ。

初三日(六月)辛丑晴。朝更勵ニ諸將、挾ニ攻介島、則已爲ニ奔潰、四無ニ餘類。欲レ往ニ固城等地、則兵勢孤弱、憤鬱留宿。

初四日、壬寅晴。懸ニ望右水使(李億祺)之來、日午右水使領ニ諸將、懸レ帆而來。



一陣將士、無不踴躍。合兵申明約束、宿鑿浦梁。  
初五日、癸卯。朝發到固城唐項浦、則倭大船一隻、如板屋船、船上樓閣巍巍、倭將坐其上。中船十二隻、小船二十隻、一時撞破、逢箭死者不知其數。斬倭將七級、餘倭下陸而走、然餘數甚少、軍勢大振。〔亂中日記〕

右譯文

初三日(六月)辛丑晴。朝更に諸將を勵まして、介島を挟み攻むれば、則ち已に奔潰を爲して、四もに餘類無し。固城等の地に往かんと欲すれば、則ち兵勢孤弱憤鬱留宿す。  
初四日、壬寅晴。右水使(李億祺)の來るを懸望すれば、日午右水使諸將を領し、帆を懸けて來る。一陣の將士、踴躍せざるは無し。兵を合して約束を申明し、鑿浦梁に宿す。  
初五日、癸卯。朝發して固城唐項浦に到れば、則ち倭の大船一隻、板屋船の如く、船上の樓閣巍々たり、倭將其の上に坐す。中船十二隻、小船二十隻、一

時に撞破す、箭に逢うて死するもの其の數を知らず。倭將七級を斬る、餘倭陸に下りて走る、然れども餘數甚だ少なく、軍勢大に振ふ。

六月五日の戦闘

尙ほ此の六月五日の戦闘に付ては、李舜臣の狀啓中に、左の如く詳細に語りて居る。

初五日、朝霧四塞、至晩乃捲。欲討巨濟遁泊之賊、懸帆出海。唐浦被逐倭船由巨濟移泊固城地唐項浦云、故促到同浦前洋。……問唐項浦海口形勢、則遠可十里、廣可容舟。故先使數三船、往審地理、而賊若追逐、則伴退出事、嚴飭以送。〔唐浦破倭兵狀〕

右譯文

初五日、朝霧四塞す、晩に至りて乃ち捲く。巨濟遁泊の賊を討たんと欲し、帆を懸けて海を出づ。唐浦を逐れたる倭船巨濟より移りて固城地唐項浦に泊すと云ふ、故に促がして同浦の前洋に到る。……唐項浦の海口の形勢を問



へば、則ち遠きこと十里ばかり、廣きこと舟を容るべしと。故に先づ數三船をして、往て地理を審にせしむ、而して賊若し追逐すれば、則ち佯り退き引き出す事、嚴飭して以て送る。

唐項浦の海戦開始

此の如くして唐項浦の海戦は、開始せられた。

臣等舟師、潜形隱迹、以爲狙擊之計、而所送戰船旋出海口、放神機二報變促赴。留戰船四隻於浦口、使之伏兵、後促櫓以入、則兩邊山麓、挾江二十餘里。其間地形不甚狹窄、可與容戰之地、而諸船魚貫齊進。首尾連接、至召所江西岸、則黑質倭船、大如板屋者九隻、中船四隻、小船十三隻、依岸列泊。其中最大一船、船頭設三層樓閣、丹青粉壁、有若佛殿、前立青蓋、閣下垂黑染綃帳、帳面大畫白花紋、帳內倭人無數列立。又倭大船四隻、出自內浦、聚于一處、皆插黑幡、而各幡白書南無妙法蓮花經七字。

(同上)

右譯文

臣等の舟師、形を潜め迹を隠し、以て狙擊の計を爲す、而して送る所の戰船旋りて海口に出て、神機を放ち變を報じて促し赴く。戰船四隻を浦口に留め、之をして兵を伏し、後ち櫓を促し以て入らしむれば、則ち兩邊の山麓、江を挾む二十餘里。其の間地形甚だ狹窄ならず、與に戰を容るゝの地たるべし、而して諸船魚貫して齊しく進む。首尾連接して、召所江の西岸に至れば、即ち黒質の倭船、大さ板屋の如きもの九隻、中船四隻、小船十三隻、岸に依りて列泊す。其の中最大の一船、船頭に三層の樓閣を設け、丹青粉壁、佛殿の若きあり、前に青蓋を立て、閣下に黒染の綃帳を垂れ、帳面に白花紋を大畫す、帳内に倭人無數列び立つ。又た倭の大船四隻、内浦より出て、一處に聚まり、皆黒幡を挿む、而して各幡に南無妙法蓮花經の七字を白書す。

兩軍接戰

此の如くして兩軍接戰した。



及見臣等兵威、亂放鐵丸、如霰如雹。諸船圍立、先使龜船突入、放天  
地字銃筒、貫徹大船。諸船迭相出入、銃筒箭丸發如風雷。良久接戰、益振  
威武。(同上)

右譯文

臣等の兵威を見るに及びて、鐵丸を亂放すること、霰の如く雹の如し。諸船  
圍み立つ、先づ龜船をして突入して、天地字の銃筒を放たしめ、大船に貫徹  
す。諸船迭に相出入し、銃筒箭丸發すること風雷の如し。良久久うして接  
戰、益威武を振ふ。

舜臣の日本船誘出

斯くて李舜臣は、其の慣用手段の敵船誘出を企てた。

臣之妄意以爲、彼若勢窮、乘船登陸、恐未盡殲、而我當伴示退兵、解圍却  
陣。則彼必乘隙移舟、而左右尾擊、庶可盡殲。事傳令後、退開一面、則  
層閣之船、果由開路而出。黑染布帆、兩竹俱懸他船翼、挾層閣、中流促

櫓。故諸船四面圍匝挾擊、猶亟突擊、將所騎龜船、又衝層閣之下、仰放銃  
筒、撞破其閣。諸船又以火箭、射中其紗帳、與布帆、則烈焰遽熾、閣下  
一。所坐倭將、中箭墜落。他倭船四隻、乘此蒼皇之際、懸帆北走。(同上)

右譯文

臣の妄意以爲らく、彼れ若し勢ひ窮り船に乗じ陸に登らば、恐くは未だ盡く  
殲さず、而して我れ當に伴りて退兵を示し、圍を解いて陣を却かば、則ち彼  
れ必ず隙に乗じ舟を移し、而かも左右尾撃せば、庶くは盡く殲すべし。傳  
令を事とするの後ち、退いて一面を開けば、則ち層閣の船、果して開路より  
して出づ、黑染布帆、兩竹俱に他船の翼を懸け、層閣を挾み、中流櫓を促が  
す。故に諸船四面圍匝挾擊し、猶ほ亟に突擊し、騎る所の龜船を將ゐて、又  
た層閣の下を衝き、仰ぎて銃筒を放ちて、其の閣を撞破す。諸船又た火箭を  
以て、射て其の紗帳と布帆とに中れば、則ち烈焰遽に閣下の一を熾く。坐す



る所の倭將、箭に中りて墜落す。他の倭船四隻、此に乗じ蒼皇の隙、帆を懸けて北走す。

日本船焚滅

此の如くして日本軍の旗艦は、焚滅し、其の主將は箭に中りて死した。

臣與李億祺等所率諸將、分運接戰、又盡圍抱許多舟中賊徒、或投水不暇、或攀緣岸下、或登山北走。戰士等持槍挾弓矢、各盡死力、追捕斬頭四十三級、倭船全數焚滅。後故留一船以開歸路。〔同上〕

右譯文

臣李億祺等の率ゐる所の諸將と與に、分運接戰す、又た盡く許多舟中の賊徒を圍抱す。或は水に投ずるに暇あらず、或は攀ちて岸下に緣り、或は山に登りて北走す。戰士等槍を持し弓矢を挾み、各死力を盡して、追捕斬頭四十三級、倭船の全數焚滅す。後ち故らに一船を留めて以て歸路を開く。

報告書の痛快割切

此れが六月五日の戦況であつた。李舜臣の艦隊操縦は、固より非凡であつたらうが、其の報告書の痛快、割切なる、實に専門の文士の及ぶ所でない。

【九八】海戦餘聞

看過し難き異聞

尙ほ李舜臣の狀啓『唐浦破倭兵狀』中には、看過し難き異聞が數項ある。

同日(六月二日)唐浦接戦時、虞侯李夢龜、於倭將船、搜得金團扇一柄、送于臣處。而扇一面中央書曰、六月八日秀吉著名。右邊書羽柴筑前守五字、左邊書龜井流求守殿六字、藏于漆匣。必是平秀吉之於筑前守處、以爲符信之物。



右譯文

同日(六月二日)唐浦接戰の時、虞侯李夢龜、倭將の船に於て、金の團扇一柄を搜り得て、臣の處に送る。而して扇の一面中央に書して曰く、六月八日秀吉と名を著す。右邊には羽柴筑前守の五字を書し、左邊に龜井流求守殿の六字を書して、漆匣に藏す。必ず是れ平秀吉の筑前守の處に於ける、以て符信の物と爲す。

意外なる場所なるも

此れは隠れもなき秀吉が、龜井茲矩に與へたものだ。惟ふに龜井も亦た、此の旗艦に座乗して居たのであつた乎。但だ李舜臣が、平秀吉と羽柴筑前守とを以て、兩人と視たのは、日本の事情に盲目であつた彼等としては、無理もない。意外なる場所に、意外なる物が出て來つたものだ。

所非浦權管李英男、於倭將船、生擒蔚山私婢億代、巨濟兒女毛里等。而臣親問其億代、招内日不記、十五餘日前、爲賊被擄嫁從倭將、恒在一處。倭將身長過人、氣力强壯、年可三十一、晝則高坐船上層樓、著黃錦衣、頂

金冠、夜則入房就宿衾帳、枕席皆極奢侈。各船群倭朝暮來謁、僞首聽命、如有違命、斬戮不饒。時或持酒來供、或笑、或語、而缺舌之言、莫能解聽。但蔚山、東萊、全羅道等語、則一如我國之音。當日接戰時、倭將所坐層樓、箭丸交集。初中額上、顔色自若、及其箭貫胸膛、失聲墜落。云々。(同上)

右譯文

所非浦權管李英男、倭將の船に於て、蔚山の私婢億代、巨濟の兒女毛里等を生擒す。而して臣親しく其の億代に問ふ、招内の日は記せず、十五餘日前、賊の爲に擄にせられ嫁して倭將に従ひ、恒に一處に在り。倭將身長人に過ぎ、氣力强壯、年三十ばかり、晝は則ち高く船上の層樓に坐し、黃錦の衣を著け、金冠を頂き、夜は則ち房に入りて衾帳に就宿し、枕席皆奢侈を極む。各船の群倭朝暮來り謁し、首を僞れて命を聽く、如し命に違ふことあれば、斬戮して饒す。時に或は酒を持して來り供し、或は笑ひ、或は語る、而かも缺舌



の言、能く解聽する莫し。但だ蔚山、東萊、全羅道等の語は、則ち一に我國の音の如し。當日接戦の時、倭將坐する所の層樓、箭丸交も集まる。初め額上に中りて、顔色自若たり、其の箭胸膛を貫くに及び、聲を失して墜落す。云々。

舜臣の見當違ひ

以上は朝鮮婦人にて、日本の將士の婢妾となつた者の談話だ。此の將校が、何人であつたかは、今ま猝に之を指定することが能はぬ。然も以上の二個の事實を湊合して、李舜臣が、

今之所斬倭將、必是筑前守。

と斷言したのは、全くの見當違である。更らに又た六月六日、唐項浦外に、海口より遁れ出てたる日本船に就て、左の記事がある。

日本將の勇戦

當日(六日)曉頭、移到唐項浦外口、俄有二倭船、果自海口而出。僉使(防哨僉使李純信)不意突擊、則一船所騎幾至二百餘名。而我船先放地玄字銃筒、一

邊長片箭、鐵丸、蒺藜砲、大發火等、連續射投。賊倭等奔遑罔措退遁。設計以要鈎金、牽出中洋、半餘投水沈死。其中、倭將約二十四五歲、容貌健偉、服飾華麗、杖劍獨立、與其與黨八名、指揮拒戰、終不畏忌。故僉使極力、射中杖劍者、逢箭十餘度、後失聲墜水。即令斬頭。(同上)

右譯文

當日(六日)曉頭、移りて唐項浦の外口に至れば、俄に一倭船あり、果して海口よりして出づ。僉使(防哨僉使李純信)不意に突擊すれば、則ち一船騎する所幾ど百餘名に至る。而して我船先づ地玄字の銃筒、一邊長片箭、鐵丸、蒺藜砲、大發火等を放ちて、連續射投す。賊倭等奔遑措くなく退遁す。計を設けて以て鈎金を要し、牽て中洋に出で、半餘は水に投じて沈死す。其中、倭將約二十四五歲、容貌健偉にして、服飾華麗なるもの、劍を杖いて獨り立ち、其の與黨八名と與に、指揮拒戰して、終に畏忌せず。故に僉使力を極めて、射て劍を杖つくものの中つ、逢箭十餘度、後ち聲を失して水に墜つ。即ち頭を斬



らしむ。

來島通之の戦死

如何にも勇敷戦ひ振りだ。敵の觀察中より描き出して、尤も其の精彩あるを覺ゆ。日本側の記事によれば、此回の海戦にて討死したる大將は、來島通之であつた。彼は從士死没し、船亦た燬かれたれば、島に上りて自から切腹して死んだとある。(高麗船戦記)

當日(六日)辰時、焚船時、慶尙道右水使元均、南海縣令奇孝謹等追到同處。沈死之倭、巡冒拯出、斬頭多至五十餘級。倭船之頭、別作涼房、房內帳幕皆極侈麗。傍有小櫃、內盛文書、取見則倭人三千四十餘名分軍記、而各其列名下、著名塗血、必是敵血同盟之書件。記六軸、及甲冑、槍劍、弓弦、銃筒、豹皮、鞍甲等物、上使云。故臣親審其分軍件記、則著名血染之迹、果如所報之辭、其爲兇狀不可形言。(同上)

右譯文

當日(六日)辰の時、船を焚きし時、慶尙道右水使元均、南海縣令奇孝謹等追て同處に到る。沈死の倭、巡し拯出す、頭を斬り多きは五十餘級に至る。倭船の頭、別に涼房を作り、房内の帳幕皆な侈麗を極む。傍に小櫃あり、内に文書を盛る、取りて見れば、則ち倭人三千四十餘名の分軍記にして、而も各其の列名の下、名を著し血を塗る、必ず是れ敵血同盟の書件ならん。記六軸、及び甲冑、槍劍、弓弦、銃筒、豹皮、鞍甲等の物なりと、上使云ふ。故に臣親しく其の分軍件記を審にすれば、則ち著名血染の迹、果して報ずる所の辭の如し、其の兇狀たる形言す可からず。

朝鮮側の戦利品  
六月七日以後

此の一戦にて、種々の戦利品が、朝鮮側にあつたものと見える。尙ほ六月七日以後の事は、亂中日記に左の如くある。  
初七日、乙巳晴。探賊船、朝到永登前洋、聞賊船在栗浦、令伏兵船、指之、則賊船五隻先知我師、奔走南大洋、諸船一時追及。蛇渡僉使金浣一



隻全捕、虞侯李夢龜一隻全捕、鹿島萬戶鄭運一隻全捕、合計倭頭三十六級。  
 初八日、丙午晴。與右水使留泊洋中。  
 初九日、丁未晴。直到天城加德、則無一賊船、再三搜見。旋師還唐浦、  
 經夜未曉。發船到彌助項前洋、與右水使話。

右譯文

初七日、乙巳晴。賊船を探り、朝に永登前洋に到り、賊船の栗浦に在るを聞き、  
 兵船を伏せしめ、之を指せば、則ち賊船五隻先づ我師を知り、南大洋に奔走  
 す、諸船一時に追及せり。蛇渡僉使金浣一隻を全捕し、虞侯李夢龜一隻を全  
 捕し、鹿島萬戶鄭運一隻を全捕す、合計倭頭三十六級なり。  
 初八日、丙午晴。右水使と與に留まりて洋中に泊す。  
 初九日、丁未晴。直に天城加德に到れば、則ち一賊船無し、再三搜見す。師  
 を旋らして唐浦に還る、經夜未だ曉けず。船を發して彌助項前洋に到り、右  
 水使と與に話す。

我海軍の  
離伏

先づ此れにて、唐浦の戰爭は、一段落を告げた。  
 以上の海戦は、何れも大海戦と云ふ可き程でない、云はゞ小ぜり合ひに過ぎぬ  
 のだ。併しながら我が陸兵が、無人の地を行くが如く、單騎長驅して、手に唾  
 する迄もなく、京城を陥落せしめたに比すれば、其の海路は、實に容易でなか  
 った。我が水軍は何れも釜山浦の附近に雌伏して、遂ひに全羅道の一部を廻り  
 て、忠清道、黄海道の沿岸に赴く能はなかつた。

龜井茲矩秀吉より團扇を賜はる

秀吉高松  
城攻撃  
茲矩秀吉  
に見ゆ

天正十年秀吉毛利家を退治せんとして中國に進發し、備中高松の城をせむるとき、河水を引て城を  
 ひたせり。毛利輝元高松をすくはんがために五萬人をひきひて釋迦ヶ嶽に陣とる。秀吉の陣をさる  
 事二里餘、いまだたゝかはざるに、秀吉和儀をととのふ。六月二日明智光秀、信長、信忠をうちたりし  
 告あり、和儀すでにやぶれんとす。小早川隆景これをととのふ。清水長左衛門切腹して高松の城没  
 落す。翌日毛利家とたがひに人質をとりかはして、秀吉開陣し、同八日播磨の姫路に着、諸將をめし  
 て明智を誅戮する軍法を議す。時に茲矩秀吉にまみゆ、仰にいはく汝に出雲の國をあたへんとして



琉球守殿

すでに信長に達す、しかれども講和のとき輝元に出雲半國をあたふ、他郡にをひてこれものぞむべしと。玆矩こたへていはく今度明智を誅せられれば、六十餘州風をのぞんで麾下に屬すべし、我日本にをひてのぞみなし、れかしくは琉球國を給らん。秀吉その壯勇をよみして御腰の團扇を抜て、表に琉球守殿と書、裏に秀吉と書て判形をくはへ直に玆矩に給りていはく、因幡は邊土なり、はやく歸て鹿野の城をまもるべしと、爰にをひて道をいそぎ因州に歸る。「寛永諸家譜」

第二十一章 日本軍制海權の失墜

【九九】 閑山洋の海戰 (一)

最有意義の海戰

懲忠錄の誤謬

日本水軍の運命を定め、是れが爲めに小西の平壤に於ける位地を、孤立無援ならしめ、遂に彼をして、講和の已むなきを觀念せしむるに至りたる、所謂閑山洋の海戰は、此の役に於ける海戰中、最も有意義の一であつた。柳成龍の懲忠錄の如きは、此の一戰に、前の玉浦、唐浦の二戰をも混同し、其の叙事の如きも、元均の救を請ふより、舜臣の傷きたること、敵の大將を打取りたること迄、悉く此の一戰の出來事として、面白く綴りて有る。而して爾後の文書に、何れも之を踏襲して居る。但だ著者は、悉く李舜臣の狀啓と、其の日記とに據りて、之を其の時と場所とに當て嵌めて、正しく記することゝした。



舜臣の戦備

日本水軍は、七月の上旬に、加徳島、巨濟島の間に出没するもの、或は十餘隻、或は三十餘隻、或は進んで全羅道錦山浦の境に及び、漸次水陸並進の形勢をなした。是に於て之を撃退す可く、李舜臣は全羅道右水使李億祺と相約し、七月六日舟師を率ゐ、昆陽南海の境、露梁に到つた。慶尙道右水使元均も亦た、破類せる戦船七隻を修繕して、相會同した。七日には、東風大いに吹き船を行る能はず、固城地の唐浦に泊したが、其の日暮に、日本船の大中小並七十餘隻、當日の未刻(午後二時三時の頃)永登浦の前洋、巨濟島、固城地の境より見乃梁に至り泊したとの、情報を得た。

是に於て七月八日早朝、李舜臣は、諸將を飭しめ、此の敵を目掛けて進んだ。中洋に至れば、日本の大船一隻、中船一隻、斥候として出て來り、朝鮮水師の來るを探見しつゝ、船首を廻らして、其の繫泊の場所に還つた。之を追跡して進めば、日本水軍は大船三十六隻、中船十四隻、小船十三隻、陣形を爲して留泊して居た。

舜臣の進撃

閑山島沖に誘出

舜臣挑戰日本軍逃遁

元來見乃梁の地形は、狹隘にして隱嶼なく、板屋戦船を自由に操縦すること頗る難く、加ふるに若し敵窮せば、岸に依り陸に登るの虞れがあるから、寧ろ之を閑山島の洋中に誘出して、殄滅せんとの計を廻らした。然も閑山島は巨濟、固城の間に在りて、海中を泳いで逃ぐる可き様なく、若し島上に登れば、餓死するの他はないのだ。

李舜臣は先づ板屋船五六隻をして、戦を挑ましめた。日本の諸船は、何れも一時に帆を懸けて之に來り薄つた、朝鮮船は佯り退いた、日本船は之を追うて已まず、遂ひに洋中に出て來つた。是に於て李舜臣は、其の艦隊をして鶴翼の陣を張らしめ、一齊に進撃し、各地玄字、勝字等の各様の銃筒を放たしめ、先づ其の二三隻を破つた。日本船は氣を挫かれて退遁した。

諸將軍吏、乗勝踴躍、爭先突進。箭丸交發、勢若風雷。焚船殺賊、一時殆盡。(見乃梁破倭兵一狀)



右譯文

諸將軍吏、勝に乗じて踴躍し、先を争ひて突進す。箭丸交も發して、勢ひ風雷の若し。船を焚き賊を殺し、一時殆んど盡く。

日本軍の損害

と、李舜臣が、注進狀に認めたのは、恐らく餘りに事實を誇張し過たものではなかつたかも知れぬ。中にも順天府使權俊、光陽縣監魚泳潭の如きは、何れも殊勳を奏した。而して日本の大中小諸船を併せて、焚滅したるもの六十三隻、日本人の生存したる四百餘人は、閑山島に上りて逃走した。其餘大船一隻、中船七隻、小船六隻は、接戦の時に落後したが、形勢の不可なるを望見して逃げ走つた。李舜臣は之を追撃せんとしたが、終日接戦し、將士勞困し、且つ日晩れたから、見乃梁の灣内に碇泊した。七月九日には安骨浦に、日本船四十餘隻留泊するを偵知し、之を襲撃せんとしたが、逆風大いに作つた爲めに、巨濟の溫川島に泊して、天明を待つた。

安骨浦の日本船

11007 閑山洋の海戦 (二)

舜臣安骨浦に至る

明れば七月十日、李舜臣は、拂曉に船を發し、鶴翼の陣形をなして先づ進み、元均は之に繼いで進んだ。安骨浦に至れば、日本の大船二十一隻、中船十五隻、小船六隻留泊して居た。其の中三層の屋形大船一隻、二層大船二隻は、浦口に浮泊し、其餘は鱈次に列泊した。

安骨浦接戦

抑も安骨浦の地勢たるや、狹淺にして、潮退けば陸地となる。故に朝鮮の板屋大船の出入は、自由でない。是を以て李舜臣は、再三日本船を誘引し、漸く其の先運船五十九隻を、閑山島海中に引き出し、之を焚滅した。是に於て自餘の日本船は險に據り、船を結び、何れも下陸の計を爲さんとした。是に於て李舜臣は、餘儀なく諸將をして、之を進撃せしめた。豫ねて申合せた全羅道右水使李億祺も亦た、馳せ來り、新手を加へて、愈よ接戦した。

日本軍損害

是れが爲めに三層有屋の大船、及び二層大船に乗込みたる日本の兵士は、幾ん



日本軍逃遁

下陸の日  
本兵

擊破日本  
船數

日本側の  
記事

ど死傷した。日本軍は、其の死傷者を小舟にて載せ出し、而して又た他船より續々小舟にて、兵士を此の層閣の大船に乗り移らしめた。而して此の大船も遂に撞破せられ、生殘の日本兵は、悉く陸地の山谷の間に竄走した。

斯くて朝鮮の戦船は、姑らく退いて一夜を過し、翌十一日の曉、再び到り見れば、豈に料らんや、日本兵は同夜碇を絶ち、夜に乗じて逃遁し了つた。

十二日閑山島に至れば、島中に下陸したる日本兵は、連日飢餓、殆んど歩行に艱み、海邊に困睡する者多かつた。其の四百人は、籠中の鳥も同様で、全く遁路がなかつたから、李舜臣等は、其の處分を、慶尙道右水使元均に託し、十三日歸營した。

今又李舜臣の所言に據れば、見乃梁にて日本船七十三隻、安骨浦にて、同じく四十二隻を擊破した。「見乃梁破三倭兵一狀」

這回の海戦に就ては、日本側にも比較的精確なる記録がある。それは脇坂家傳記である。

舜臣報告  
大體確實

脇坂、九鬼、加藤三人、都より十四日、釜山海の川口に著て、暫在陣し、敵の番船討取べき評定しけるが。九鬼、加藤兩人は、船拵へに程へける間、安治一人手勢計にて七月七日に、唐島表へ船を押し出けるに、折節瀬戸内に、番船四五艘掛り居けるを見て、鐵砲をうちかけ、半時計いどみ戦ひしが、番船少づゝ退きけるを、透間なく攻掛、三里計追行けるが、番船狭き瀬戸内を過て、廣き所へ出で、一度に梶を取なほし、大船を箕手に分け、味方の船を引包、さしつめ引つめ討ける程に、味方の船の内に手負死人多かり。敵は大船味方は小船なれば、叶がたく見えて、本の瀬戸内へ引退かんとしける時、敵の番船おし掛く、味方の船へほうろく火矢を投入て、即時に船を燒さける間、安治家臣脇坂左衛門、渡邊七右衛門を始として、名有者共討死しける。

以上の記事を以て、李舜臣側の報告書に據りて記したる、吾人の記事と對照すれば、大體に於て、李舜臣側の報告の確實であることは、證明せらるゝてあら



脇坂の退軍

う。尙ほ、然れ共安治は、櫓数の多き早船に乗ければ、掛引自由にして、其の身恙なしと云へ共、鎧に矢などあたりて危き事、十死一生に極れり。敵船隊競掛り、頻りに火矢を射掛ければ、安治が早船は終に金海に引取ぬ。

閑山島上陸兵數

打漏らされたる手勢二百餘人は、陸地より五十町計隔りたる小島へ漸船を著て、各船よりあがりける時、番船追來りて、味方の大船を焼けり。眞鍋左馬允と云ひし者は、其日の船長たりしが、此船を焼るゝ上は、苛き命計助かりても詮なし、再び軍中にて諸士に逢ても、言葉なかるべしとて、腹切て死たり。

所傳の相違

是れ亦た大體に於て、朝鮮側の所説と、日本側の所説と一致する。但だ朝鮮側にては、閑山島に遁げ上りたるもの四百餘名と云ひ、日本側にては二百餘人と云ふ迄だ。

九鬼加藤の退引

此時九鬼加藤兩人も、安治既に唐島の船軍に掛負たりと聞て、馳向ひけるが、

敗軍分明

敵餘多の大船なれば、不叶して二人共に、安骨に引取ぬ。番船跡を追行て、日暮るまで安骨浦の湊にて、舟軍しけり。爰にても味方打負て、九鬼が船の帆柱をも打折けり。夜に入て、番船は唐島に引取ける。是れ亦た大體に於て、双方の申分が一致する。實に日本側の敗軍は、回護の辭無き程、分明であつた。

上陸兵の困難

角て唐島浦の小島へ上りてありし中務(安治)が家人、焼破られし舟板を、筏に作り、陸地へ渡らんとすれば、番船十艘計、晝夜彼島を取巻居ける程に、十三日の間、松の緑、海藻を食して、番船の引退く隙を伺ひける處に、又唐島表へ日本の兵船餘多向と聞て、番船俄に引退ぬ。其隙に彼島より或は五人十人づゝ、筏に乗て、陸地へ渡りけるを、番船又取て返し、海邊にて十人計射殺しけり。残るもの共、二百人計、漸虎口を遁れ、苛き命たすかりて金海へ歸りぬ。(脇坂家記)

右に就きの舜臣啓事

吾人は尙ほ此の項と對照す可きものを、李舜臣の左の狀啓に於て見出した。



去七月初八日、慶尙道閑山島前洋接戰時、逢<sub>レ</sub>箭倭四百餘名、絶島下陸。有<sub>レ</sub>若<sub>ニ</sub>籠中之鳥、當<sub>下</sub>過<sub>ニ</sub>旬日<sub>一</sub>餓斃<sub>上</sub>。丁寧令<sub>下</sub>同道右水使元均、率<sub>ニ</sub>其所屬舟師<sub>一</sub>、圍<sub>ニ</sub>抱四面<sub>一</sub>無<sub>レ</sub>遺捕斬<sub>上</sub>。臣(李舜臣)及右水使李億祺等、罷<sub>レ</sub>陣還<sub>レ</sub>師。元均厥後、誤<sub>ニ</sub>聞賊船多至<sub>一</sub>、解<sub>レ</sub>圍而去。下陸倭人等、伐<sub>レ</sub>木爲<sub>レ</sub>槎、盡渡<sub>ニ</sub>巨濟<sub>一</sub>。鼎裏之魚、終<sub>ニ</sub>脱漏<sub>一</sub>、極爲<sub>ニ</sub>痛憤<sub>一</sub>。〔李忠武公全書〕

右譯文

去る七月初八日、慶尙道閑山島の前洋接戰の時、箭に逢ふの倭四百餘名、絶島に下陸す。籠中の鳥の若さあり、當に旬日を過ぎて餓斃すべし。丁寧に同道右水使元均をして、其所屬の水師を率ゐて、四面を圍抱し、遺す無く捕斬せしむ。臣(李舜臣)及び右水使李億祺等、陣を罷めて師を還す。元均厥の後ち、倭船多く至ると誤聞し、圍を解きて去る。下陸の倭人等、木を伐て槎と爲し、盡く巨濟に渡る。鼎裏の魚、終に脱漏するに至る、極めて痛憤を爲す。

如何にも符節を合する様だ。

【101】 李舜臣等釜山浦を襲ふ

閑山洋戦の意義

閑山洋の海戦は、日本軍をして、朝鮮沿岸に於ける海上權を、殆んど全く失墜せしめたのみならず、亦た在朝鮮の日本軍をして、半身不隨たらしめた。而して是れが爲めに日本軍をして、平壤より一步も前進する能はざらしめた。戦局の大體に於て、此の戦争が、深甚の意義を有したるは、固より多言を俟たぬ。當時如何に日本水軍が、朝鮮の水軍を畏れたかは、左の一節が之を證明する。

金海城内外留屯之賊、一夜望<sub>ニ</sub>見漁火<sub>一</sub>、恐<sub>ニ</sub>或全羅之兵來蹙<sub>一</sub>、大驚喧噪、罔<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>爲。東奔西走、良久乃定云。〔李忠武公全書〕

日本水軍朝鮮水軍を恐る



右譯文

金海城内外に留屯の賊、一夜漁火を望見し、或は全羅の兵來り蹙るかと思れ、大に驚き喧噪して、爲す所を知るなし。東奔西走、良や久らして乃ち定まると云ふ。

若干事實なるべし

舜臣の積極的攻勢に出でし理由

此れを李舜臣の馱法螺だと云へば、それ迄の事だが、彼の狀啓中に、斯く特筆するからには、若干の事實は認めねばなるまい。若し陸戦の實例から推せば、斯る臆病風に襲はるゝのは、當然朝鮮側である可き筈だ。然るに陸上に於ては、勇猛無比なる日本兵が、海上に於ては、漁火を見て、すは敵の來襲を杯と、狼狽するは、如何にも笑止千萬の事だ。併し前後數回に互りたる、海戦の成行よりすれば、日本水軍が怖毛立ちたるも、決して意外ではあるまい。如何なる勇氣も、器械と熟練とは、敵し難いものだ。

日本水軍は閑山洋の戦争以來、釜山浦内に雌伏して、殆んど出でなかつた。若し李舜臣にして、今ま一層努力せば、名護屋釜山間の連絡を全く斷絶せざる迄

舜臣釜山浦襲撃

も、之を脅威し、之を危殆ならしめ、其の交通を不自由ならしむるが如きは、決して不可能の事ではなかつた。然るに李舜臣は、何故に積極的大攻勢に出でなかつた乎。朝鮮側より見れば、九仞の功を、一篋に缺くものではあるまい乎。併し李舜臣も之を試みたが、實は彼もそれ程の力を有しなかつた。李舜臣は、七月十日以後、全羅道の水師營に還りて、唯だ敵を監視して居た。然も九月一日には、元均、李億祺等と相合して、日本水軍の根據地たる釜山浦を襲うた。彼等は深く浦口に入り、絶影島を過ぎ、直ちに日本水軍の本體に接觸した。

城東一山五里許、岸下三處屯泊之船、大中小大槩四百七十餘隻、而望我威武、畏不敢出。及其諸船直擣其前、則船中城内山上穴處之賊、持銃筒、挾弓矢、舉皆登山、分屯六處、俯放丸箭、如雨如雹。至於發射片箭、一如我國人。或放下大鐵丸大如木果者、或下水磨石大如鉢塊者、多中我船。諸將等益增憤惋、冒死爭突。(釜山破倭兵狀)



右譯文

城東一山五里許り、岸下三處に屯泊の船、大中小大槩四百七十餘隻、而かも我が威武を望み、畏れて敢て出でず。其の諸船直に其の前を擣くに及びては、則ち船中城内山上穴處の賊、銃筒を持し、弓矢を挟み、舉りて皆山に登り、分れて六處に屯し、俯して丸箭を放つ、雨の如く雹の如し。片箭を發射するに至りては、一に我が國人の如し。或は大鐵丸の大なる木果の如きものを放ち、或は水磨石の大なる鉢塊の如きものを放ち、多く我が船に中る。諸將益増憤惋し、死を冒して争ひ突く。

日本軍陸に上りて戦ふ

日本の水軍は、其の陸兵と合して、何れも船より下り、陸上より戦うた。海上に於て、屢ば朝鮮水軍に制せられ、動もすれば猫の如くなりたる日本水軍も、陸に上れば乍ち虎となつた。されば折角李舜臣等も、釜山浦口に攻め入つたが、日本軍の陸上防禦の爲めに、辟易したらしい。彼等は其の空船百餘隻を撞破し

たが、遂ひに其の目的を達し得なかつた。

九月初一日、公(李舜臣)與ニ李億祺、元均、助防將丁傑等ニ相議曰、釜山爲ニ賊根本ニ蕩ニ覆其穴ニ、則賊膽可レ破。遂進至釜山、則賊於ニ屢敗之餘、畏ニ我威ニ不ニ敢出、唯登レ高放レ丸而已。撞ニ破空船百有餘隻、鹿島萬戶鄭運中レ丸死。公痛レ之不レ已、親作文以祭レ之。(行録)

右譯文

九月初一日、公(李舜臣)李億祺、元均、助防將丁傑等と與に相議して曰く、釜山は賊の根本たり。其の穴を蕩覆せば、則ち賊膽を破るべしと。遂に進みて釜山に至れば、則ち賊屢は敗るゝの餘に於て、我が威を畏れ、敢て出でず、唯だ高きに登りて丸を放つのみ。空船百有餘隻を撞破す、鹿島萬戶鄭運丸に中りて死す。公之を痛みて已まず、親ら文を作りて以て之を祭る。

舜臣功を飾る

是れによりて見るも、李舜臣等は、日本兵の陸上攻撃に惱されたことが判知



る。尙ほ李舜臣の狀啓中にも、

凡前後四次赴敵、十度接戦、皆致勝捷。若論將士功勞、則莫逾於今番釜山之戰。前日相戦時、賊船之數、多不過七十餘隻、而今則大賊巢穴、列泊四百餘艘之中、盛陳兵威、乘勝突進、略無畏挫。終日奮擊、撞破賊船百餘隻、使賊心摧膽落、縮首惶怖。〔釜山破倭兵狀〕

右譯文

凡そ前後四次敵に赴き、十度接戦し、皆勝捷を致す。若し將士の功勞を論ぜば、則ち今番釜山の戰に逾る無し。前日相戦ふ時、賊船の數、多く七十餘隻に過ぎず、而かも今は則ち大賊の巢穴、列泊四百餘艘の中、盛に兵威を陳し、勝に乗じて突進し、略ほ畏れ挫くる無し。終日奮擊、賊船百有餘隻を撞破し、賊をして心摧け膽落ち、縮首惶怖せしむ。

舜臣目的を達せず

此れも一應尤の言前だ。併し如何に言葉を飾るも、事實は事實だ。李舜臣等

は、日本軍釜山の根據地を覆へす迄には至らなかつた。而して彼等も再び此の襲撃を繰り返さなかつた。此れにて其の損害の大にして、其の危険の尋常でなかつたことが判知る。要するに日本軍が、せめて此の防禦の爲めに、釜山名護屋間の聯絡を保ち得たのは、寧ろ僥倖であつた。

二〇二 日本水軍失敗の理由

何故の敗北か

日本兵船の脆弱

抑も日本水軍が、何故に斯く迄朝鮮水軍の爲めに、慘めなる目に逢うた乎。將た日本陸軍が、彼が如く精勁無敵なるに拘らず、何故日本水軍が、意氣地なかりし乎。

そは深く研究する迄もなく、(第一)船其の物が比較にならなかつた爲めだ。李舜臣の龜船の如きは、朝鮮の銅製活版と與に、世界に誇る可き一で、當時の戰



船としては、恐らくは最も發達したる一であつた。然るに日本船の脆弱なることは、既記の通りで(參照 九三、日本の船舶)龜船は愚るか、とても普通の支那、朝鮮の船とも、比較が出来なかつた。

倭兵不利ニ水戰、其造レ舟雖多、尖小而脆薄、不足當ニ我舟之平衡。又其人利ニ跳躍、其器便ニ刀銃、一入レ舟風濤震、益跳躍無レ所施、刀銃不ニ相應。我以ニ長槍大弩火炮一攻レ之、其攻レ之、勢必不レ支、故避ニ朝鮮舟師一不レ擊。禦レ倭先講ニ水兵、所謂禦ニ之於海外一也。

右譯文

倭兵水戰に利あらず、其の舟を造る多しと雖も、尖小にして脆薄、我が舟の平衡なるに當るに足らず。又其の人は跳躍に利に、其の器は刀銃に便なり、一たび舟に入るや風濤震ひ、益跳躍して施す所無く、刀銃相應せず。我れは長槍大弩火炮を以て之を攻む、其の之を攻むるや、勢ひ必ず支へず、故に朝鮮の舟師を避けて撃たず。倭を禦ぐには先づ水兵を講じ、所謂之を海外に

禦ぐなり。

寔に確論  
日本人海  
に馴れず

是れは明人諸葛元聲が、『兩朝平壤錄』中の一節だ。看來れば寔に確論だ。(第一)日本人其の者が、當時は殆んど全く陸上動物であつた。彼等は虎を水中に投じたるも同様、海戰にては其の能力の十分の一をも、働らかしむること能はなかつた。加之朝鮮側にては、李舜臣、元均、李億祺の徒、何れも其の官位相均しくあつたが、事實は當初よりして、李舜臣が總帥で、其の他は彼に引き廻はされて居た。然るに日本水軍に於ては、九鬼、藤堂、加藤、脇坂、何れも同等の大將株にて、彼等の中には、(第三)何等の統一がなかつた。固より『甫菴太閤記』に據れば、彼等は名護屋解纜の際に、左の規約を定めた。

不統一  
水軍規約

- 一 船中軍評議之義、各多分に付て、其宜をそだて可レ申之事。
- 一 誰々之船によらず、難義に及びなば、可ニ助成一之事。



- 一 珍らしき敵之行あらば、互可ニ申談一之事。
- 一 忠節之淺深、依怙最良なく、有姿可ニ申上二之事。
- 一 他人之勞を盗み、我手柄などに 仕間敷事。
- 一 物見之疾舟、一大將より二艘宛出し可レ申事。
- 一 名護屋御本陣へ御注進 仕 候 共、奉行衆之加判にて、可ニ申上二之事。
- 一 右條々相違有まじく候。若違背之義於レ有レ之者、八幡大菩薩、愛宕山大権現之御罰を罷 蒙べき者也。仍起 請 文如レ件。

卯月十日

〔甫菴太閤記〕

此れは例の甫菴の所記なれば、何處迄信憑して然る可き乎。聊か疑なきにあ

日本諸將の衝突

らねども、事實斯くある可き筈と思ふ。然るに彼等は、斯かる約束にも拘らず、彼等の間に何等の戮協もなく、殆ど個々別々に運動し、動もすれば互ひに相衝突した。凡そ日本側の海戦記を見れば、敵に打勝つたと云ふ記事よりも、味方同志の葛藤の話が多分を占めて居る。

脇坂九鬼の争

彼等が最初に慶尙道右水使元均を、閑山洋に破つた時には、藤堂高虎と、加藤嘉明とが、互ひに功を争ひ、其の爲め兩人は決闘せんとしたとある。又た巨濟島の海戦前に、脇坂安治と、加藤嘉明とが、意見を殊にし、脇坂は大船にて正々堂々決戦せんと主張し。加藤は小船にて敵を欺き、而して後決戦せんと云ひ、若し我言を聽かざるに於ては、隨意の行動を爲す可しとて、勝手に驀進し、其の爲め諸將も餘儀なく、其の後に進み、全軍敗れた事がある。又た文祿二年には、熊川にて朝鮮水軍の來襲を禦ぎ、安治が早舟一番に押かけ、番船に繩をつけ、乗捕りける所に、九鬼が軍船よりも、又其船に繩をつけて、番船に取乗、前後を争ひ、詮議まらくなりし時、安治怒りて鎧を掲げ、九鬼が船の繩を切はなす可しと下知しければ、安治が家人三宅勝助が郎等松千代と云ひし者、十七歳にて有しが、進み出、刀にて九鬼が繩を切はなし、遂に其船を乗取りける間、九鬼と脇坂と既に同士軍にならんとしけれども、敵味方の船に押隔られ、そこにては事なかりけ



水軍に主  
腦なし

更に一大  
陥缺は秀  
吉の水軍  
輕視

り。〔脇坂家傳記〕

斯る次第なれば、其の水軍の不統一であつた事も、以て知る可しだ。然も是れ實に水軍に、其の主腦がなかつたからの事だ。此の如く人は不熟練、船は不充分、而して編制は不紀律なれば、我が水軍は殆んど一も取柄がないのだ。而して更らに指摘す可き一大陥缺は、(第四)秀吉が水軍其の物を、極めて輕視した事だ。彼は—少くとも戦争の初期に於て—我が水軍を以て、名護屋釜山間の、運送船の援護を爲す可きものとした以外には、殆んど他に其の任務のある可きを期待しなかつた。別言すれば、秀吉は朝鮮の水軍を、全然無視して居た爲めに、之に對する何等の準備をも爲さなかつた。秀吉は必ずしも水軍のみとは限らなかつたが、特に水軍に於て、彼を知らず、又た己を知らず、而して従つて彼の長に對して、如何に我の短を用ふ可きかの功夫と、努力とを閑却した。此れが失敗の重なる原因だ。

### 【1011】 日本軍制海權失墜の結果

曠日彌久  
の損害

京城逗滯  
の損害

京城滯在

曠日彌久は、朝鮮及び明國側の利にして、日本側の害であつた。一日長ければ長き程、朝鮮、及び明國にては、覺醒し、準備し、奮起し來た。一日長ければ長き程、日本は倦退し、困疲し、勞悴し來た。日本側より見れば、唯だ天上より落下し來る勢を以て、敵の未だ準備せざるに先だち、直ちに敵の主腦部を擣くにありた。乃ち釜山京城間の成功も、主として此に由るものと云はねばならぬ。

されば若し彼等が、京城に逗滯せず、息をも吐かず、京城より平壤、及び義州に向はゞ、明國の境内に踏み込む乎、將た明國の境上を壓する乎は、決して不可能の事ではなかつた。但だ長く朝鮮全土を確實に占領するを得可かりし乎、否乎は、別問題と云はねばならぬ。併し日本軍は、一時京城に滯陣した。彼等は釜山京城間が、餘りに無造作であ



中に生ぜ  
る困難

つたが爲めに、京城義州間も、或は此と同様と思つたであらう。併し彼等の滯在中に、困難は日一日と増加し來つた。(第一)は各道の所謂勤王軍の蜂起だ。又た此の結果として、若くは此れと相接して、遊撃的小戦の、隨處に行はるゝ事だ。即ち是れが爲めに、動もすれば陸上の聯絡を危険ならしめた。(第二)は申す迄もなく海戦だ。一切の運輸は、只だ名護屋釜山間の一線に止まり、日本より兵士を運ぶにも、糧米其の他の軍需品を運ぶにも、釜山に上陸せしめ、釜山よりは、陸路を輸送せねばならぬ始末だ。

進退兩難  
の平壤屯  
兵

斯る事情であつたが故に、小西が平壤より一步も先へ進み出でなかつたのは、當然の事だ。否な黒田孝高等の如きは、是れさへも最も危険の業として、小西に忠告した程だ。「仙臺稿、黒田記略」日本軍として、大々の冒險を爲して、一飛びに明國境迄、敵を追撃する乎、左なくば京城に根據を構へ、釜山京城間を確實に占領する乎の、二者であつた。然るに小西等は、兩者何れにも出でず、兵を平壤に屯し、進退兩ながら困難の位地に、自から陥つた。

柳成龍の  
勤倭大勢

朝鮮にも全く人無しと云ふ可らず。今ま柳成龍の六月(天正二十年)時事を條陳したる啓狀を見るに、其の冒頭に、左の一項がある。

倭兵方住平壤、而黃海、江原道郡邑、尙多完全。南方大軍、雖不知利鈍、而亦在平水原。若又自平此處(義州)召集散亡、嚮導唐兵、(明國の援兵)分數道一蹙之、則倭首尾橫決、必棄城南走。豫諭黃海、京畿、忠清、全羅、慶尙道等、沿途設伏、開其歸路、處々抄擊、則其勢可盡滅。又令下慶尙全羅水師、各率舟師、邀截倭船上。此今日勤倭大勢也。(西崖文集)

右譯文

倭兵方に平壤に住す、而して黃海、江原道の郡邑、尙ほ多く完全なり。南方の大軍、利鈍を知らずと雖も、而かも亦た水原に在り。若し又此處(義州)より散亡を召集して、唐兵(明國の援兵)を嚮導し、數道を分ちて之に蹙らば、則ち倭の首尾橫決し、必ず城を棄て、南に走らん。豫じめ黃海、京畿、忠清、全羅、慶尙道等に諭し、途に沿ひて伏を設け、其の歸路を開いて、處々抄撃せば、



則ち其の勢ひ以て盡く滅すべし。又た慶尙全羅の水師をして、各舟師を率ゐる、邀へて倭船を截たしむ。之れ今日倭を勦すの大勢なり。

或程度迄此の意見通り

制海權喪失の爲めの危殆

柳成龍の海軍賞讃

如何にも痛快なる意見だ。但だ日本軍に取りては、僥倖にも朝鮮人が、此の意見通りに、全く實行が出来得なかつた事であつた。然も或る程度迄は、此の意見通りの結果を來たした。蓋し日本軍をして、斯る危殆の位地に在らしめたのは、畢竟日本軍が制海權を有せなかつた爲めである。而して其の然る所以は、閑山洋海戦の一大敗北の爲めである。尙ほ柳成龍は、『懲毖錄』中に、左の如き意見を述べて居る。

蓋賊本欲ニ水陸合勢西下。賴ニ此一戦、遂斷ニ賊一臂。行長雖レ得ニ平壤、而勢孤不ニ敢更進。國家得レ保ニ全羅忠清、以及ニ黄海、平安沿海一帶、調ニ度軍食、傳ニ通號令、以濟ニ中興。而遼東、金復海（金州、復州の海）、蓋與ニ天津等地、不レ被ニ震驚、使下天兵（明兵）從ニ陸路來援、以致レ卻戰者、皆此一戦之功。嗚呼豈非天哉。

右譯文

蓋し賊本と水陸勢を合して西下せんと欲す。此の一戦に賴りて、遂に賊の一臂を斷つ。行長平壤を得と雖も、而かも勢ひ孤にして敢て更に進まず。國家全羅忠清を保つを得て、以て黄海、平安の沿海一帶に及ぶ迄、軍食を調度し、號令を傳通し、以て中興を濟す。而して遼東、金復の海（金州、復州の海）は、蓋し天津等の地と與に、震驚を被らず、天兵（明兵）をして陸路より來援せしめ、以て戰を卻くるを致すものは、皆此の一戦の功なり。嗚呼豈に天に非ず哉。

閑山洋戦とサラミス戦

此れは大體に於て、確かに争ふ可らざる事實だ。尙ほ此れよりも一層剴切に斷言したのは、ハルバートの説だ。

此の一戦は、朝鮮に於けるサラミスの海戦と稱するも不可なした。ハサラミス海戦とは、希臘の艦隊が、波斯の艦隊を打破し、此れが爲めに、波斯大軍の來襲を撃退するに至つた、上古史中有名な海戦だ。此れが秀吉の朝鮮征伐に向つて、死刑の宣告を爲したのだ。此



れが秀吉の大企畫たる、支那征服の猛志を挫折せしめた。爾來戰爭は、數年に亘りて長引きたるも、それは唯だ秀吉の失望を緩和せんとするに過ぎなかつた。「ムルドツク日本史」

先づ此通

聊か言ひ過ぎたる様だが、其の事後の總勘定より見れば、先づ此の通りである

海戦以上の大遺憾

と云ふも、大なる差支はあるまい。海上の失敗は、返す返すも秀吉の爲めに、遺憾であつた。然も更らに他に大なる遺憾がある、それは秀吉が明兵の來援を、豫期しなかつた事だ。彼は一舉直ちに北京に打入る豫定であつたから、固より明兵が朝鮮迄出て來る可しとは、豫期しなかつた。然も我軍の前進する能はなかつた結果は、明兵と平壤に於て、接觸す可く餘儀なくせしめた。日本對明國との戰爭と外交が、則ち次卷の要目である。

大正九年十二月六日 於湘南逗子觀瀾亭脫稿

蘇峰學人



近世日本國民史  
第七回配本

近世日本國民史  
豐臣氏時代 丁篇終

受業

草野茂松校  
並木仙太郎校  
熊切芳太郎校

昭和十年四月二十日普及版印刷  
昭和十年四月三十日普及版發行

近世日本豐臣氏朝鮮役上卷  
國民史時代丁篇  
第七回配本

鈴木製本

著者

德富猪一郎

發行者

三樹退三

印刷所

宮本印刷所

發行所

東京市神田區錦町一丁目十六番地

民友社

發賣所

東京市神田區錦町一丁目十六番地

株式會社 明治書院

振替東京四九九一番



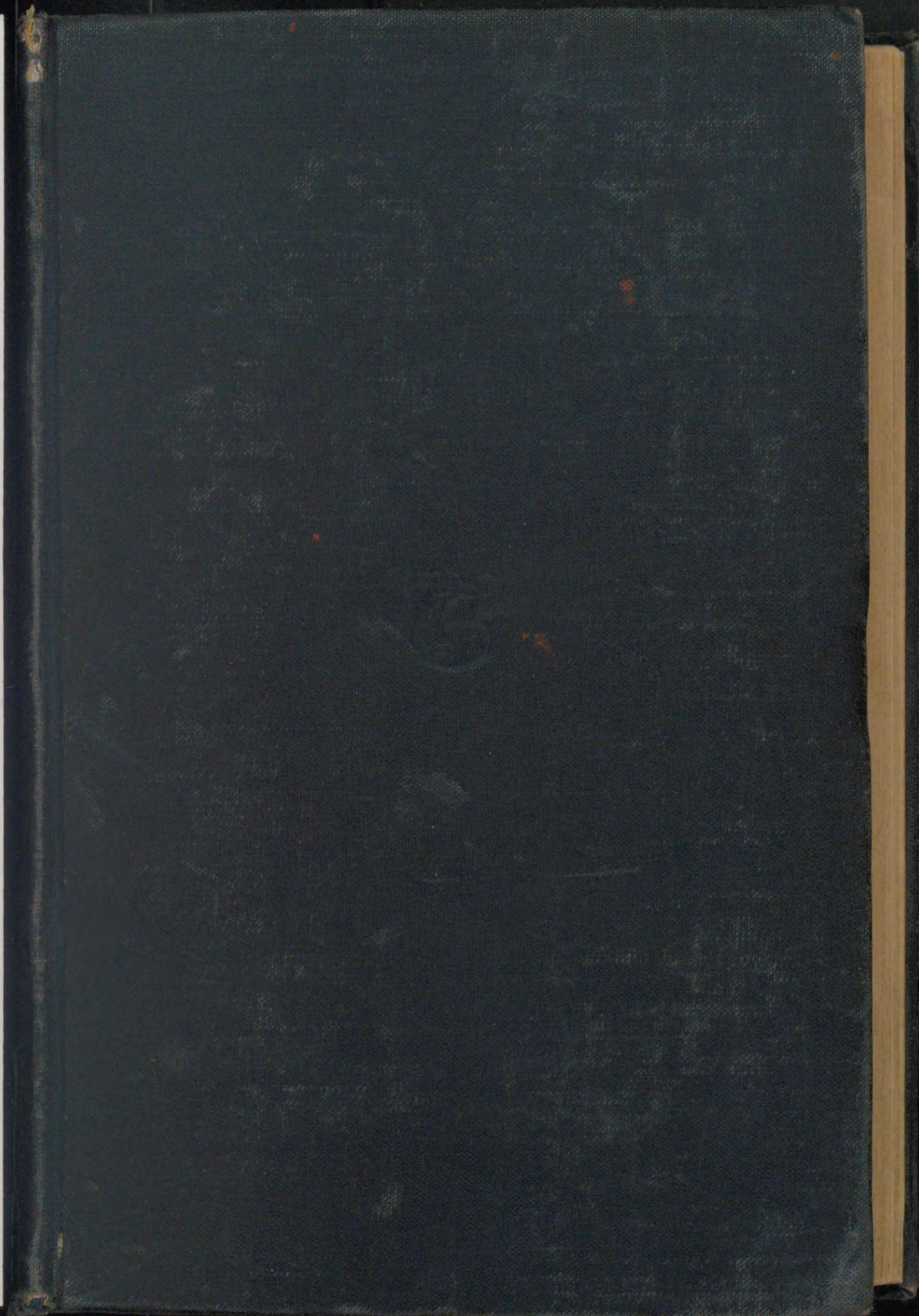






673
5





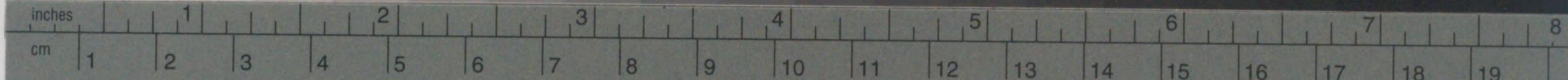


# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

**A** 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

